

議 事 日 程 (第 2 号)

令和元年 12月 4日 (水曜日) 午前 10時 開議 (本会議)

- 日程第 1 ※一般質問
※一般議案
- 日程第 2 議第 77号 令和元年度遊佐町一般会計補正予算 (第 4号)
- 日程第 3 議第 78号 令和元年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2号)
- 日程第 4 議第 79号 令和元年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3号)
- 日程第 5 議第 80号 令和元年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算 (第 2号)
- 日程第 6 議第 81号 令和元年度遊佐町介護保険特別会計補正予算 (第 2号)
- 日程第 7 議第 82号 令和元年度遊佐町水道事業会計補正予算 (第 1号)
※条例案件
- 日程第 8 議第 83号 遊佐パーキングエリアタウン整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定について
- 日程第 9 議第 84号 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 10 議第 85号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議第 86号 遊佐町役場の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議第 87号 遊佐町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
※事件案件
- 日程第 13 議第 88号 遊佐町役場新庁舎建設工事請負契約の締結について
- 日程第 14 議第 89号 令和元年度橋梁長寿命化修繕計画事業 (大規模更新) 広畑橋下部工工事に係る
請負契約の一部変更について
- 日程第 15 ※補正予算審査特別委員会の設置について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第 2号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君
5番	齋	藤		武	君	6番	松	永	裕	美	君	
7番	菅	原	和	幸	君	8番	赤	塚	英	一	君	
9番	阿	部	満	吉	君	10番	高	橋	冠	治	君	
11番	斎	藤	弥	志	夫	君	12番	土	門	治	明	君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時	田	博	機	君	副 町 長	本	宮	茂	樹	君	
総務課長補佐	池	田		久	君	企 画 課 長	高	橋		務	君	
産 業 課 長	佐	藤	啓	之	君	地 域 生 活 課 長	畠	中	良	一	君	
健康福祉課長	中	川	三	彦	君	町 民 課 長	高	橋	晃	弘	君	
会 計 管 理 者	佐	藤	光	弥	君	教 育 長	那	須	栄	一	君	
教 育 委 員 会	高	橋	善	之	君	農 業 委 員 会 会 長	佐	藤		充	君	
教 育 課 長												
選 挙 管 理 委 員 会	石	垣	ヒ	口	子	君	代 表 監 査 委 員	金	野	周	悦	君
委 員 長												

☆

出席した事務局職員

局 長 佐 藤 廉 造 議事係長 東海林 工 リ 書 記 瀧 口 めぐみ

☆

本 会 議

議 長 (土 門 治 明 君) おはようございます。ただいまより本会議を開きます。
(午 前 1 0 時)

議長（土門治明君） 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては堀総務課長が所用のため欠席、池田総務課長補佐が出席、その他全員出席しておりますので、報告いたします。

なお、高瀬小学校より傍聴の申請がございましたので、遊佐町議会傍聴規則第7条第4項の規定により許可したので、報告いたします。

また、高瀬小学校及び企画課より写真撮影の申請がございましたので、傍聴規則第9条の規定により許可したので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

3番、佐藤俊太郎議員。

- 3番（佐藤俊太郎君） おはようございます。師走に入り、寒さが一段と強まった感じがしています。師走の風物詩として、日本海におけるハタハタ釣りがあります。秋田の金浦付近では、既にばつちりと釣れているそうです。吹浦で釣れ始めるのももうすぐのことと思います。ハタハタ釣りは、いろいろな釣りがありますが、サビキ釣りが多いようです。私もそのとおりです。仕掛けは、サビキ針という疑似針を使います。釣りで使うミミズやイソメといった生の餌ではないのです。釣り針にゴムやビニールを巻きつけたものもあります。これを餌と間違え、魚は釣れるのです。そして、海の幸をおいしくいただけるのであります。

それでは、通告に従いまして一般質問を実施させていただきます。第1に、海洋プラスチックごみについてでございます。環境中に捨てられたプラスチックごみは、川から海へ、または陸から海へと至ります。この海洋に出たプラスチックごみが波の力や紫外線の影響などで細かく砕けていきます。特に問題になっているのが大きさ5ミリ以下になったもので、マイクロプラスチックと呼ばれています。今や世界中の海に存在しています。もちろん遊佐町の日本海にも存在しています。世界では、年間800トンものプラスチックがごみとして海に流れ込んでいるとも推計されています。これが現状であります。東京農工大学の教授は2015年、東京湾の埠頭で釣ったカタクチイワシを調べたところ、8割の消化管の中からさまざまなプラスチック片が出てきた。もちろん魚の消化管は、普通は食べずに捨てるわけですが、何かの拍子に口に入ってしまうこともあるかもしれない。いや、小さな魚だと内臓を抜かないまま揚げることもあるし、サンマの焼き物などではわたの苦みをむしろ楽しんで食べる人も多い。とすると、つまりマイクロプラスチックを食べてしまっているかもと言っております。つまり先ほどハタハタ釣りでお話ししたとおり、餌と間違えて食べたプラスチックを魚を介して我々が食べるということでもあります。海辺にごみが流れ着き、見た目がよくないだけでは決してないのです。

さて、平成29年3月改定の遊佐町一般廃棄物処理基本計画には、私の見落としかもしれませんが、海洋プラスチックごみという文言は見当たりませんでした。当町において遊佐中学校1年生、遊佐高校1年生による西浜海水浴場における海ごみ清掃活動については、第532回定例議会において質問の中でユーチューブに投稿されていることをご紹介させていただきました。それ以外にも海岸における清掃等の活動を町で実施していることは承知しております。

そこで、お伺いいたしますが、この海洋プラスチックごみをどのように認識されていますか。また、海

岸等で回収する以外にどのような対策をお考えかお伺いいたします。

第2に、健康増進事業の推進についてお伺いいたします。本町では平成30年3月、遊佐町総合発展計画における町の基本理念、オール遊佐の英知を結集、これを踏まえ、共に寄り添い、助け合い、幸せを実感できるまちを福祉の基本目標として、遊佐町第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画が策定されております。その中の項目の中でしあわせを実感できるまち、高齢者健康増進事業等の推進、この中に本町は県内でも平均寿命が短く、3大生活習慣病（がん、脳血管疾患、心疾患）の死因割合は全死因の50%を占めており、特にがんや脳血管疾患の死亡率が高い現状にあると記載されています。この疾病や心身の機能低下を予防して元気な高齢者をふやし、健康寿命の延伸を図ることが大切でと記載されており、その中の小項目とでもいまいでしょうか、⑤、訪問指導、健康寿命を延伸させるためには要介護状態を引き起こす原因である生活習慣病などの疾病予防が重要であり、ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯等、また健診後の事後指導の一環として訪問指導を実施しています。口腔内の手入れは、口腔疾患や肺炎、インフルエンザ等の感染症の予防にもつながり、全身の状態を改善することも期待できるため、在宅で通院困難な高齢者や介護保険の認定を受けた方を対象に、歯科衛生士による訪問指導を実施しています。高齢者がいつまでも自立した生活を送れるように、要介護状態になる初期の段階を早期に発見し、支援活動を行うことが重要と考えます。それには高齢者福祉、介護サービス機関との関連は不可欠なものであり、地域の高齢者の状況を把握し、互いに連携をとりながら、疾病の予防や心身の機能低下防止、良好な療養生活づくりや維持が図れるような活動を行っていくことが大切だというふうに記載されています。次に、課題と今後の方策として、超高齢化社会が進行していく中、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯、生活機能が低下している高齢者の訪問を通して、健康状態の確認や閉じこもり予防のための働きかけをしていきます。また、口腔機能低下予防も含め、歯科衛生士の訪問指導を継続していきます。生活習慣病や保健、医療、福祉サービスの調整を図るため、今後も訪問指導を引き続き重視していきますというふうに記載されています。

そこで、質問です。これに該当する対象者は何名でございますか。訪問指導の実施回数はいかほどですか。また、何名で対処されているのかお伺いいたします。

次に、通いの場の創設といきいき百歳体操のことについてお尋ねします。高齢者が先ほどと同じような介護状態となることの予防や要介護状態の軽減、悪化の防止を目的とし、身近な集落公民館等において住民主体の通いの場の創設支援を行い、運動機能低下防止の一つの手段としていきいき百歳体操の普及に努めていきますというふうに記載されております。通いの場の創設見込みとして平成30年度は28、平成31年度は30、令和元年度は32というふうな数値ありますけれども、課題として通いの場の創設状況はばらつきがありますが、自主的に立ち上げたことで大半の集落は継続できています。今後も続けていくとともに、ゆざ健康マイレージの活用や健康教室の実施等、継続支援を行っていくというふうに記載されております。

そこで、質問でございます。現在の通いの場の数、また参加人数及び男女の別をお伺いします。

また、このいきいき百歳体操の場に参加されない、または参加できないが、体操はしたいと思っている町民に対する対策はいかがお考えでしょうか。

以上、壇上からの質問として、よろしくご回答をお願いいたします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） おはようございます。それでは、一般質問、3番、佐藤俊太郎議員に答弁をさせ

ていただきます。

海洋プラスチックごみの問題、非常に地球的な大きな規模のお話でしたので、全部がお答えできるというところまでまだ行かないのだと思いますけれども、私から一応答弁をさせていただきます。

今世界中で問題視されているマイクロプラスチックの問題は、海に流出したプラスチックが劣化し、細かいプラスチック片になり、それを海の生物が食べてしまうことが問題となっております。国においては、海岸漂着物等が海洋環境に深刻な影響を及ぼしており、海岸ごみ対策に係る国際連携、協力の必要性が高まっていること等を踏まえ、平成30年6月に海岸漂着物処理推進法が改正されました。同法に基づき政府の基本方針が変更され、マイクロプラスチックの海域への排出の抑制並びに実態把握等、マイクロプラスチック対策を示されております。微細なプラスチック類でありますマイクロプラスチックは、含有、吸着する化学物質が食物連鎖中に取り込まれることによる生態系への影響など、海洋環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。また、微細であるため、その回収、処分が困難になることから、海域に流出しないように通常の用法に従った使用の後に河川、その他の公共の水域または海域に排出される製品への使用や廃プラスチック類の排出を抑制することが対策のかなめであります。

マイクロプラスチック対策につきましては、洗い流しのスクラブ製品におけるマイクロビーズの使用中止の呼びかけや樹脂ペレットの漏出防止の取り組みなど、我が国の産業界における自主的な取り組みが進められているところでありますが、沿岸海域においては多くのマイクロプラスチックが確認されており、引き続き関係主体との連携協力のもと、取り組みを一層推進することが不可欠とされております。このため事業者は、マイクロプラスチックの海域への流出が抑制されるよう、洗い流しのスクラブ製品に含まれるマイクロビーズの削減を徹底するなど、使用の後に河川、公共の水域または海域に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制に努めること。そして、プラスチック原料、製品の製造、輸出、流通工程を初め、サプライチェーン全体を通じてペレット等の飛散、流出防止の徹底を図るとともに、輸入されたマイクロビーズが含まれるスクラブ製品などの流通及び販売の抑制に努めること。そして、3つ目としては事業活動においてマイクロプラスチック原料等が廃棄物となることを抑制すること、循環的な利用が行われていない循環資源についてみずからの責任において適正に処分すること等により、廃プラスチック類の排出が抑制されるように努めると、事業者にそのような3点の努める義務というのですか、努めるようにするということを定めております。

また、マイクロプラスチックによる実態把握等では、その発生の状況や分布状況、生態系や人への健康の影響について未解明の部分が多く、このため、海域、河川や湖沼等の公共の水域における分布実態や生態系等への影響の把握に係る調査研究を推進することが必要であるとされております。また、これらの最新の科学的知見や国際的な動向を勘案し、発生抑制のための対策のあり方を検討し、必要な措置を講ずるものとしております。

一度細かくなってしまったプラスチック片を回収することは大変困難なため、今対策として挙げられることは細くなる前に回収してしまうことということ、またこれはそもそもプラスチックを使わないということなのでしょうが、ファストフードチェーン店のプラスチックストローの不使用、そして紙とか別の原料に変えるということや、スーパー、コンビニ等でのビニール袋の不使用、いわゆる遊佐町で行われている買い物マイバッグの推進等が町としてできることなのかなと思っています。そして、遊佐町でも中学

生、高校生のボランティア、西浜の海水浴場清掃していただいていた大変うれしいことですが、ことしもまた大学生の団体でありますイブサという日本財団の支援を受けた大学生が本町にいらして、かなりの人数で、そして中学、高校生と一緒に海洋ごみの処分について子供たちを指導してくれたという事例がありましたので、それについてはやっぱり多くのボランティアからこの遊佐町の海岸も守っていただいているということに感謝を申し述べるものであります。

町の対策等詳細については、所管の課長をして答弁をいたさせます。

第2点目でありました、健康増進事業の進捗についてということでありましたが、遊佐町の訪問指導の状況についてお答えをしたいと思います。遊佐町の平成31年4月1日での高齢化率、いわゆる65歳以上の人口比率では39.8%となっており、県内でも上位に位置しており、高齢者の健康増進、介護予防は本町にとって大変重要な課題であると認識しております。平成30年度、遊佐町地域包括支援センターにおける高齢者への訪問は、延べ1,563件でありました。対象は、ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯等が多く、健康や介護、生活に関する相談を目的に実施し、必要に応じて介護保険制度へつないでおります。また、平成30年度、健康支援係の保健師及び歯科衛生士が行う訪問活動は延べ1,066件、うち65歳以上の高齢者への訪問は約半数の500件となっております。内訳では、介護保険認定調査が207件、虚弱や要支援高齢者等への保健指導が142件、そして寝たきりや認知症が72件となっております。また、歯科衛生士による口腔衛生訪問は、延べ年間170件でありました。歯科医療機関への通院が困難な方を対象に訪問を実施しております。

近年は核家族化、独居高齢者や高齢夫婦等の増加、子供がいても遠隔地に居住しているなど、家族介護におけるキーパーソンがいないケースが多く、ケアマネジャーなどと連携をとりながら訪問指導を行っております。町では、個別の訪問指導と合わせながら、高齢者への健康教室として老人クラブや健康サロン、通いの場等、また健康相談も定期的に開催しながら、高齢者が地域で生き生きと活動できるよう支援を行ってきております。今後も高齢者の身体的、精神的、社会的な特性を踏まえながら、高齢者一人一人の状況に応じ、きめ細やかな対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、いきいき百歳体操の普及状況についてお答えをいたします。このいきいき百歳体操は、平成26年度に国が体操などを行う住民運営の通いの場を充実することを目的にモデル事業として実施したものであります。当町でも手を挙げて取り組み始めたということをございます。新たな立ち上げの希望のある集落には、担当保健師が出向いて資料を使ったいきいき百歳体操の紹介と、DVDを使った実技の指導を行ってきました。平成26年度発足当初は、山崎集落と高瀬まちづくりセンターの計16人のスタートでありました。平成27年度には12カ所125名、平成28年度末には24カ所265名、平成29年度末には29カ所341名、平成30年度末には40カ所481名、そして令和元年7月現在では43カ所634人と実施する集落は着実にふえております。このいきいき百歳体操の取り組みは、高齢者自身の体力の維持はもちろんですが、通いの場ができることにより、お互いの情報交換とともに、近況や安否の確認にも大いに役立っております。今後も各集落の実情に合わせながら、創設支援や継続支援を行っていきいたいと考えております。

残余の答弁は、担当課長をして答弁いたさせます。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） それでは、私のほうからもご答弁させていただきたいと思っております。

昨今では、海を持っていない川の上流にある市町村におきましてもこの問題を重要視してございまして、

プラスチックを海に流さないよう積極的に河川の清掃を行っている例もございます。町としましても県と沿岸2市1町の各海岸管理者及びNPOや事業者等で構成されております美しいやまがたの海プラットフォームにおきまして、海の景観保全、はだしで歩ける海岸を目指して活動を行っているところでございます。活動につきましては、海岸漂着ごみの回収ボランティアによります海岸清掃支援などの回収事業を行ってございますけれども、回収事業だけでなく、ごみの排出抑制、海に流出させないための啓発活動を行っていくことが重要であるというふうに考えてございます。

また、有効な対策は、プラスチック製品の使用の削減や回収、再利用の推進と考えてございます。海外の場合でございますけれども、海外では買い物の際のレジ袋をやめたり、プラスチック製の使い捨て容器やスプーン、フォーク、ストローを全て紙製にかえるという取り組みを行っている国もあるようでございます。アメリカのサンフランシスコ州におきましては2014年、ペットボトルでの飲料水販売を禁止しており、またイギリスでは2013年以降レジ袋に課税を実施、対策を講じておるようでございます。また、フランスでは2016年、プラスチック製の使い捨て容器や食器を禁止する法律が成立しているというふうにお聞きしてございます。国内でもレジ袋廃止とまではいなくても、買い物時のマイバッグ持参を呼びかけたり、ビニール袋を紙袋にかえるといった脱プラスチック化やレジ袋の完全有料化が検討されるなど、プラスチックへの対策が進み始めていることから、町としましても国の動きを注視していきたいというふうに考えてございます。

河川や海岸に流れ着いたプラスチックごみの回収も大切ではございますけれども、まずは私たちにできることの実践ということになるかと思えます。例えばでございますけれども、マイバッグを持参し、レジ袋をもらわない。また、マイボトルを持参し、プラスチックカップを減らす。また、屋外で出たごみは家に持ち帰ってしっかりと処分をする。ごみは分別して出す。ごみのポイ捨て、不法投棄はしないなど、一人一人が意識しましてプラスチックごみを出さないことが重要であるというふうに考えてございます。

また、3Rということでリデュース、減らす、リユース、再利用、リサイクル、再資源化の3Rに加えまして、リフューズ、断る、使わない、使わないようにする勇気を持つことも加えた4Rの精神で取り組んでいくことが重要であるのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長(土門治明君) 中川健康福祉課長。

健康福祉課長(中川三彦君) 先ほど町長答弁の補足ということで申し上げたいと思えます。

訪問指導のご質問につきまして、何名で対応しているのかというご質問がありました。町では保健師8名、歯科衛生士1名で訪問活動を対応させていただいております。町以外の対応ということでも地域包括支援センターの職員3名が訪問指導を行っているという状況であります。

それから、いきいき百歳体操につきまして、人数とかのお話については先ほどの答弁のとおりであります。参加されない、または参加できないが、体操はしたいという町民に対する対策はどうかという話でございました。少しお話を申し上げたいのですけれども、町がいきいき百歳体操を取り組んで6年目ということで、開催している集落が先ほどの話にもありましてとおりで徐々にふえて、現在町内では43カ所、634人というふうなことであります。これだけ多くの方が参加するようになりますと、いろいろなご意見

を頂戴するようになります。議員がおっしゃられたこともより多くの町民の方からこの取り組みに参加をさせていただきたいという思いが詰まっているお話ではなかったかなと理解しております。このいきいき百歳体操は、まず通いの場であるということであり、これは、振興計画の中にも記載をされているとおりでございます。通いの場が介護予防に効果的であるということについては、実は9月議会でも私少し申し上げましたので、繰り返しいたしませんけれども、実は百歳体操以前に通いの場が既にあったということでありまして、平成23年度から実施をしました地域支え合い体制づくり事業における高齢者サロンという取り組みがそれでございます。集落の公民館に集まって食事会をしたり、輪投げをしたり、お茶飲み、おしゃべりをしたりと、その集落に適した形でとにかくみんなで集まって楽しむ場をとということで、その場に受け入れられたのがいきいき百歳体操ということであるとも言えると思います。中にはいきいき百歳体操を機に通いの場が新しくできたということももちろんございますが、この通いの場はお互いが誘い合って、最終的にはみずからの意思で参加をすることで成り立っているということであり、まだ参加されていない方がいらっしゃいましたら、ぜひあの手この手でお誘いいただくということが大変効果的ではないかなというふうに思っているところでございます。ちょっと足が弱って移動が大変という方もいらっしゃるのですが、そういった方には周りの方、親しい方とかご家族の協力を得て参加をしているという方もいらっしゃいます。ただ、それ以上に移動が困難な方の場合は、ほとんどは介護認定を受けていらっしゃる、要支援であったり、要介護というふうな介護認定を受けていることが考えられますので、デイサービスの利用をすることができるよう。例えば週1回のデイサービスを利用している方については、そこでリハビリや体操をしたり、入浴をしたり、仲間とおしゃべりをするというふうなことで、まさに通いの場であるというふうなことで、その通いの場であることに変わりはありませんので、その人に合ったそういった制度を利用されるのも一つの方法かなとお勧めする次第であります。例えばお一人で自宅でいきいき百歳体操をしたいというお問い合わせも中にはございました。それは、通いの場ではないというふうなことで、町としてはお勧めできませんよということをご理解いただきたいと思います。そのお宅に何人が集まっていきいき百歳体操をやれば、それは通いの場になるという見方もございますので、集落で工夫されてみてはいかがでしょうかということでございます。

町では、いきいき百歳体操以外にも新しい取り組みを考えていきますので、今後もよろしく願いしたいということで、以上です。

議長(土門治明君) 3番、佐藤俊太郎議員。

3番(佐藤俊太郎君) する説明受けました。大体わかりました。ありがとうございます。

さて、プラスチックごみに関してでございますが、今現在はボランティアによって回収をされているというふうなご答弁でございました。ということは、ボランティアをお願いするということは、定期的と言いつつも回数も限られますし、頻度的に少ないのではないのかなというふうに思うのです。これ私が今持っているのは、環境省が出している海洋プラスチックごみ問題についてというものでございますが、環境省で海岸漂着物等地域対策推進事業という事業を立ち上げていて、2019年度予算(案)となっておりますが、4億円、平成30年度第2号補正予算(案)31億円というふうな記載がございます。都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみの回収、処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金によって支援をするというふうに明記されています。こういう制度を利用して、県と町、我々の遊

佐町の海岸線は延長16.6キロメートルというふうに記載されていますが、その海岸線をきれいにするためにはやはりお金をかけて、ボランティアによる以外にやはり定期的に回収をするというような方法もあるのではないかとこのように考えます。これについてはいかがでございますか。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

ただいまのご質問は、海岸漂着物等地域対策推進事業の活用というご質問だったと思います。海岸漂着物の処理につきましては、国の補助事業であります、今ご質問いただきました海岸漂着物等地域対策推進事業におきまして、遊佐町でも当事業を活用しまして平成25年度から毎年海岸漂着物の回収、処理を行っております。事業予算規模でございますけれども、ここ3カ年の実績でございますけれども、ご紹介をさせていただきたいと思っております。平成28年につきましては予算規模が388万5,000円、平成29年度が453万1,000円、そして昨年度ですけれども、予算規模でございますと521万3,000円ということで、このような形で海岸清掃を実施しております。海岸の場所につきましては西浜海岸、釜磯、鳥崎海岸、滝ノ浦海岸、そして十里塚海岸ということで、遊佐の沿岸域の海岸を清掃ということで活動しております。あわせて、十六羅漢のほうも清掃活動を実施しております。このような形で遊佐地域の沿岸の海岸清掃ということで、25年度からこのような補助事業を活用して実施をしていただいております。なお、国からの補助につきましては、28年につきましては90%、29、30につきましては8割、80%の補助をいただいております。

今後におきましても海洋ごみ対策の推進等によりまして海岸環境の保全を図るとともに、将来にわたって海洋のすぐれた景観を維持、保全することによりまして、地域社会、そして漁業、観光等の地域の基幹産業の振興に欠かせない美しい豊かな海の実現に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） ご質問ですが、今の事業について対外的な報告というか、こういうことをやっていますよというような、町の皆さんが知り得るような資料というものは対外的に出されているのでしょうか。ご質問いたします。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） 町民の皆様へのご紹介というのではないように思います。ただ、実績につきましては毎年1回の環境推進員さんの総会の段階で推進員の皆様には海岸線の実績ということでご報告はさせていただいております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 有言実行という言葉がございますし、不言実行という言葉もございます。不言実行がよろしいのかと申したら、やはり町としてはこういうことをやっているのだよというようなことで、さらにまたごみに関してこのように処理するにはお金がかかるのだと、そういうふうな広報も必要ではないかというふうに思いますけれども、いかがでございますか。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（ 畠中良一君 ） お答えいたします。

今議員おっしゃったとおり、町民の皆様への周知につきましても例えば町のホームページ、そして町の広報等へプラスチックごみ等の現状、そして対策等につきましても特集を組むなり、町民の皆さんへの情報提供も必要かなと思いました。

以上でございます。

議 長（ 土門治明君 ） 3 番、佐藤俊太郎議員。

3 番（ 佐藤俊太郎君 ） 私は、以前環境推進員をやっておりました。その際に西浜の海水浴場のそれこそプラスチックごみ、プラスチック以外の漂着ごみについての回収をやったのですけれども、その場所で小学生、以前は西遊佐小学校も来ていたのです。西遊佐小学校の小学生、遊佐中学校、高校等の人たちに対して、なぜここにこのごみがあるのかというようなことを問いかけながらその回収をしたという記憶があります。つまりは全く利益にならない行動であろうというふうに私は思っているのです。基本を守ればごみは発生しないというふうに思っていて、参加した皆さん、グループ分けするのですけれども、そのグループの人たちにこれはやはり無駄なことだというふうなことで出さないように、出たものはこのように手間とお金をかけて処理をしなければいけないというふうなことを言いながら回収しておりました。やはりごみ一つとっても多岐にわたる問題ではないのかなというふうに思います。先ほど申しました基本、つまりごみを捨てない、誰も捨てないというふうに行うればごみはないわけです。しかしながら、残念なことに累々たるプラスチックの漂着物が目にできる状態であります。何を言いたいかということ、やはり我々人間、基本に忠実に生きるということを再確認すべきではないのかなというふうに個人的に思っています。町長、いかがでございますか。

議 長（ 土門治明君 ） 時田町長。

町 長（ 時田博機君 ） 私自身も子育ての段階でたしか奈良女子大での、今は川越にお住まいですか、「ごみはすてきな魔法使い」という本を出した方の本を1冊読ませていただきました。その方がやっぱり女性です。3R、リデュース、リユース、リサイクルという、当時20年以上前からそのことを実践しようよと。アルミ缶は、アマゾンの大変な森林を燃やした電力でつくっているのだから、それらをやっぱりリサイクルすることによって、その何分の1かでまたアルミが使えるのですよ、そんな教をいただいた記憶を今思い出しました。確かに誰かが落とすから、誰かがどこかにやるからごみが出てくるわけですけれども、今人間社会でごみない町にしようとも、今遊佐町の海岸見ると、ほとんど大多数は山形県内の最上川からの漂着が多いのでしょうけれども、やっぱり外国のものもあるという中で、行政としては無駄な作業と私は思っていない。この間高校生、大学生がボランティアしていただいたときに、あなたたちの行動から地球をきれいにする第一歩を記していただいたことに我が町としては感謝を申し上げたいと、そんな申し入れしましたので、やっぱりこの現状を変えようよねとする若者たちの意欲を町として大いにたたえながら、そして支援しながら、そしてボランティアでできないところは行政の出番として、大量のごみがあった鳥崎海岸、鳥崎の人たちが何でこんなにきれいになったのだからって問い合わせありました。たまたまその事業で今年度ですか、やって、民間業者から清掃していただいてきれいにしたものですから、その報告もその集落まで余り届かなかったということで、大変その辺の連絡がまだまだ行き届かない点もあるな。ただ、事業者にとっては、そういう事業についてやっぱり社会貢献もしていただく、そんな事業であります

ので、もっともっとそれらをやっぱり地域挙げて推奨していく、ごみを出さないようにもう少し視点を変えていければすばらしいことかなと、このように思っています。

以上であります。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） ありがとうございます。「ごみはすてきな魔法使い」、早速買って読んでみたいと思います。

さらに、先日我々高知県に視察に行かせていただきました。高知県の海をずっと見回したところ、遊佐町の海とはやはり様相が違って、非常に海の色が青く感じ、またごみも目立ったごみは私の目には余り入ってきませんでした。そこで、室戸市の係の方にお尋ねしたところ、余り漂着ごみはない。しかし、あった際には観光ガイドさん等に拾うようお願いをしているというふうなご回答でした。少なればそういう対応もできるのでしょうかけれども、多いとなかなかそれもできかねるかなというふうには思います。しかし、先日私クロマツの下刈りのボランティアで行ったときに周り見回しました。これは、ことしだけではなく、去年もおととしも個人的にやっているのですけれども、自分のうちにあるレジ袋に1杯、それ以上は拾いません。レジ袋に1杯拾って、可燃ごみとして出しました。つまり捨てる人よりも拾う人が多くなれば少なくなるかなというふうに個人的に思って実践をしております。さらに、月光川のとある場所にプラスチックごみ、瓶、缶等が流れ着く場所がございます。残念ながらこの流れ着いたやつは、そのままずっとあることから、付近の方々がこれはどうにかしてほしいということでその場所に流れ着かないような対策、つまりは海にそのまま、はい、どうぞというようなオイルフェンスを張ったのでした。そのとおり毎日通るたびにごみは漂着していません。

（何事が声あり）

3番（佐藤俊太郎君） はい、そのとおりでございます。それで果たして自分の目の前からごみがなくなるからいいのだというようなことでよろしいのかなというふうに私じくじたる思いがあるのです。そこに流れ着いたときに数度となく拾い上げては自分なりに処理をしていたという経過がございますので、そこら辺やはり住民を説得して、ここにはこういうふうになまる。いい機会だから、海に流れないようにしようというような説得をして回収するというのも一つ方法ではないのかなというふうに思っております。これについては、担当課長、この前お話ししましたけれども、いかがでございますか。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） 月光川の一部、湾になっているところがございます。そこにごみが寄ってくるというようなことだと思いますけれども、集落の方々からも区長さん、そして環境推進員さん初め、そちらのほうで回収していただいているというふうなことをお聞きしてございます。本当に御礼申し上げます。なかなかごみが上流部から流れてこなくなるということはありませんので、この辺まず町のほうから地区の区長さん、そして環境推進員さんに改めましてそのようなことを確認させていただきながら、できる限り回収をお願いしたいと思いますけれども、その辺の回収したごみの処理につきましては町のほうでも応援させていただきたいと思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

以上でございます。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3 番(佐藤俊太郎君) よろしくご配慮お願いいたします。

続きまして、健康増進関係でございますけれども、現在の通いの場について、これは非常にいい方法であろうというふうに私も思っており、私も時間が許す限り谷地公民館で百歳体操を行っております。しかし、そこに行く男は私一人でございます。前は2人いましたけれども、そのもう一方は1回目来て、次からは残念ながら来られませんでした。やはり男は出にくいのかなというような感じを受けております。先日蕨岡であった議員との懇談会の場でも少しお話をさせていただくとともにお尋ねしたのですけれども、そこにご出席なされた男性の方で俺もやっているよというふうなお声を発していただいた方はゼロでございました。つまりは意識して体を動かすということが健康に寄与しているというふうに思っております。やはり意識づけがなかなか大変だとは思っておりますけれども、これも啓蒙活動だとは思います。それでまた、先日ラジオの報道で知ったことなのですけれども、年をとっても人間の脳内神経細胞が新しく生まれることがわかったというふうにラジオの中で言っていました、イヤホンで聞いたのですけれども。神経細胞は情報処理、伝達をするものであり、従来ある一定年齢が来るとどんどん、どんどん減っていくというふうになったのだけれども、これが年をとっても再生されるのだということなのです。ただ、条件がありまして、仲間と一緒にいる、遊び道具などのある刺激のある空間に居ること、あと良好な食事をとること、この3つの条件が重なったところで活動すると、全然刺激のないところで活動した、これは動物実験ですから、人間に当てはまらないのですけれども、多分人間にも当てはまるだろうというふうにそのラジオの人は言っておりました。5倍神経細胞が多く新生されるというふうに言っていました。つまりいきいき百歳体操の場がこれにかなり当てはまるのではないのかなというふうに個人的に思っております。

これは、内閣府が発している高齢者が安心して暮らせる地域づくりを目指し、安否確認とともに高齢者の地域との交流を図るということで、天童市では週3回御飯を、弁当を配達している。配達をしながら安否確認等を行っているというふうに載っていました。当町でもいきいき百歳体操という場をもう少しレベルアップして、その場で健康に配慮した食事を提供するというような方策も考えられるのかなと思います。これについていかがお考えでございましょうか。

議長(土門治明君) 中川健康福祉課長。

健康福祉課長(中川三彦君) お答えをいたします。

先ほどの答弁の中で1つ忘れまして、すみません。男女の比率はどうかというご質問がございました。先にそちらのほうをお答えしたいと思います。男女の比率であります、それぞれ地区ごとにばらつきがございます。参考までに申し上げますと、蕨岡地区の場合は男性が2に対して女性が8、同じように遊佐地区については2対8、稲川地区については4対6、男性4、女性6。西遊佐地区は3対7、それから高瀬地区が1対9、吹浦地区は2対8ということで、平均をしますと2.5対7.5、つまり4分の1ぐらいが男性なのかなという状況でありまして、女性の参加が圧倒的に多いと言えます。いろいろ原因はございましょうが、やはりそこは先ほど私申し上げましたとおり、あの手この手でお誘いをするということがやっぱり大切なかなと。何でもそうですけれども、最初は少々参加していた方がどっぷりはまったという事例はほかにもたくさんございますので、そのようなことでぜひお誘い合わせのほうよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

ご質問の中でいきいき百歳体操の取り組みにも少しバージョンアップをして、例えばご紹介のあった天

童市であるお弁当の配達、そういったものを取り入れてはいかがかというお話でございました。私どもの遊佐町のほうでも配食サービスというふうなことで行っている事業もございしますが、対象が限られておまして、なかなかおひとり暮らしで食事の準備が大変な方を対象にしているということでありまして、いきいき百歳体操の取り組みについては、基本通いの場であるということをお先ほど私も申し上げましたが、通いの場である以上、自由な取り組みであっていいと思います。お茶飲みでもよろしいですし、先ほど申し上げました食事会というのも一つの手であると。これをいろいろ組み合わせながら、より楽しい通いの場づくりということはその集落のほうで主体的に取り組んでいただければいいのかなと。ただ、町のほうでできることもあるかなということで、町のほうでは町のほうでどのような支援があるかということをお先考えておりますので、そのようなことでこれからの取り組みに生かしていきたいというふうにお先考えております。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 11月17日の山形新聞でございしますが、介護予防交付金倍増、つまりアイデアを出して介護予防をやればお金やるぞというふうなことでございしました。ですから、遊佐町でもいろいろと知恵を出し合って、一人でも多くの私含めた老人が健康であることを祈念しております。

以上です。どうもありがとうございました。

議長（土門治明君） これにて3番、佐藤俊太郎議員の一般質問を終わります。

きのうの4番、佐藤光保議員への答弁保留がありましたので、ここで高橋企画課長より答弁をいたさせます。

高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） 4番、佐藤光保議員の一般質問で答弁を保留しておりました遊佐町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱状況についてであります。さかのぼる形で答弁をさせていただきたいと思っております。

現在の委員につきましては、平成31年4月、ことしの4月委嘱でありますけれども、1期目の方がお一人、2期目の方が3人、6期目の方がお一人というふうになってございます。この6期目の方につきましては、審査会設置当初から委嘱をしている方でございます。前回の委嘱につきましては、平成27年4月でありますけれども、このときには1期目の方が4人、5期目の方がお一人で、そのさらに前、平成23年4月の委嘱のときには1期目の方が1人、2期目の方がお二人、4期目の方が4人と、こういうふうな状況になっております。委員の委嘱につきましては、遊佐町情報公開条例第17条1項の規定によりまして、議会の同意を得て町長が委嘱するというふうになっておりますので、それぞれの委嘱の年度において、委嘱の年度の前の3月定例議会において議会の同意を得ているというふうな状況でございます。

以上です。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） おはようございます。きのうは午後、非常にいいニュースが届いて、きょう町長のお顔を見れば心なしかにこやかであります。先ほどの3番議員の質問でこやかになったのかもしれませんが、いい雰囲気の中で私が質問できることをうれしく思っている次第であります。

それでは、私からも一般質問させていただきます。まず初めに、今後の町の発注の公共工事のあり方と

いうことであります。平成2年から行われてきた公共事業である下水道管渠布設工事及び復旧舗装工事などの附帯する事業が今年度で全て終了いたします。平成30年度公共下水道特別会計決算書によれば、歳入は約7億5,610万円で歳出は7億5,030万円ほどであります。下水道建設工事費のうち、汚水管渠埋設工事等には約1億9,608万円、公債費は4億3,170万円であります。また、地域集落排水事業では、歳入は9,900万円で歳出は8,630万円となっております。この地域集落排水事業は、建設事業は既に終了しております、一般管理費としては2,632万円、それから公債費としては約6,000万円を支出しております。平成7年度、浄化センターの供用からはや24年が経過しております。

この過去3年間の下水道関係の平均工事額は1億6,250万円相当ということですが、最盛期には4億円から5億円の予算が投じられたと私は記憶しております。このように長年の継続事業が終了となれば、これに携わってきた関連する町内業者、そして作業員への影響は非常に大きいものと思われまゝ。これに対して、町道の維持工事費は長年約3,000万円の予算で推移しております。町民からは町道の舗装改良、路肩の補修、道路幅の拡張、橋梁の改修など、我々も町民との会合の中ではこのように多くの要望が毎年のように寄せられております。大きな公共事業である下水道の工事が終了するのであれば、身近なインフラ、町道維持や町道改良工事に今まで以上の予算を配分するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、下水道管渠は上水道に比べて劣化しやすいことは皆さんもご承知のとおりであります。もう既に下水管の破損、破裂等が数力所で発生しております。今後の課題となっております。国が平成25年に示した国土強靱化計画では、地震や台風などの自然災害から人命を守るのは当然であります。事前防災や減災などで公共インフラを速やかに復旧する目的もあると聞いております。急速に進む人口減少も踏まえ、今後これからの事業を組み合わせた公共工事のあり方をどうお考えなのか伺います。

次に、小山崎遺跡にかかわる今後の計画であります。先月11月15日に小山崎遺跡がようやく国の埋蔵文化財に指定される見込みになりました。小山崎遺跡は、平成7年の県営園場整備事業に伴う調査を第1次調査として、平成23年まで18次にわたって調査されています。皆さんもご承知のとおり、この遺跡は縄文時代早期から晩期まで約3,800年以上もの長期にわたり暮らしを営んできた全国的にも貴重な遺跡となっております。出土品も多く、また湿地状態での出土品は良好な状態で出土されております。環境の変化により活動範囲も変化していく様子が遺跡を通してうかがえる、とても壮大な、興味のあるものであります。本年度内には正式決定されるの見込みですが、史跡指定されると、国から史跡保存活用計画が求められてきます。当初はこの計画に沿って展開していくものと考えますが、指定地区には史跡だけではなく、丸池様、牛渡川の湧水群や、それに加え箕輪の孵化場などがあり、近年多くの人たちが訪れる観光スポットにもなっております。それらと関連した整備計画が当然考えられると思いますが、今後の町の考えを伺い、壇上からの質問いたします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、10番、高橋冠治議員に答弁をさせていただきます。

今後の町の発注の公共工事のあり方ということですが、最初にお話がありました公共下水道事業、平成2年度から遊佐、吹浦地区の市街地を中心に事業を着手し、平成7年度に遊佐浄化センターの供用開始を行い、供用開始から現在まで24年が経過している状況であります。最初のころ、始まった平成6年あたりは公共の起債だけで年間9億4,000万円、起債だけです、工事費ではなくて。次に7.99億円、8億円

ほど。そして、13年、14年、15年についても5億円から6億円の起債を起こしながらの事業をやってきたということで町の事業の借金はかなり膨らみました。80億円を一時超えたときがありましたけれども、その間整備計画の見直しを行いながら、平成29年度には最終整備計画である第7期の事業計画を策定し、今年度において町全体の未普及地域の整備完了を目標に事業を進めているところであります。

今年度で整備完了となる予定ではありますが、施設の老朽化は進んでおり、整備完了後に適正な施設の維持管理に努めていかなければなりません。そこで、来年度から下水道施設の改築、更新を計画的に行うためのストックマネジメント、いわゆる長寿命化計画の策定に取りかかり、令和4年度以降に処理場、管渠等の改築、更新工事を実施していく計画で事業を進めております。

また、農業集落排水事業に関しましては、平成4年度に豊岡地区から事業を着手いたしまして、平成21年度で全ての整備事業が完了しております。現在は4処理区の汚水処理と施設等の維持管理業務を行っております。ただ、残念ながらかなり前に、事業全体は21年度までで終わったわけですが、加入率が100%に達している集落はたった1集落、豊岡の三川集落だけあります。やっぱりできればもう少し9割近くまで、あれから10年もたっているわけです、完了で。その辺の目標を定めてまた加入促進を進めてまいりたいと、このように思っております。

農業集落排水施設においては、既に今年度から老朽化に対する最適整備構想の策定に取り組んでおり、令和3年度以降、その計画に基づき処理場、管渠等の改修、更新工事を実施していくこととなっております。将来的な人口減少を想定しながら、いずれも町の財政事情に見合った計画を策定した上で今後も公共下水道事業、農業集落排水事業として改築、更新事業の発注を行ってまいりたいと考えております。

道路橋梁分野におきましては、施設の維持管理が非常に重要であると考えております。とりわけ橋梁施設に関しましては、遊佐町橋梁長寿命化修繕計画及び遊佐町橋梁個別施設計画に基づき予算の平準化を図りながら、中期的な視点で維持管理を行っております。西浜橋の修繕も今年度ようやく完成し、次に今広畑橋の改修に向けて事業中であります。そして、現在丸子橋の修繕を行っておりますし、今後も引き続き長寿命化計画に基づく公共事業として計画的に工事発注を行ってまいります。

さて、国や県、市町村において東日本大震災や台風における大規模災害の多発により、国土強靱化計画を国は策定をしております。国土強靱化計画については、平成25年12月に制定された強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づき、国や県や市町村が策定するものであります。基本理念としては、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災、その後の迅速な復旧、復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要とされております。町の地域防災計画については、発災後の事項について主眼を置いておりますが、国土強靱化計画につきましても発災前の事項について主眼を置いております。また、リスクシナリオ、いわゆる最悪の事態を回避するための施策を策定することも特徴となっております。

11月1日現在であります。山形県内で計画を策定しているのは山形県のみであり、その他2団体が策定中、7団体が策定予定となっております。予算の優遇措置についても令和元年度は一定程度配慮する方針となっております。令和2年度以降につきましても、計画の策定や国土強靱化の取り組みを一層促進するため、予算の重点配分や優先採択等が検討されるとなっており、また令和3年度には強靱化計画に基づき実施される取り組み、または明記される事業であることを交付要件とする要件化まで検討されていると

ころであります。要は遊佐町の国土強靱化計画がなければ国の補助等がもらえないと、そのような将来予想されるところであります。町でも国土強靱化計画の策定については、防災計画や総合計画との調整を図りながら、策定に向け準備を進めているところであります。プロジェクト会議の設置を指示しております。今後具体的な計画の策定を進めるに当たり、新たな公共事業も生まれてくるものと思われております。

続きまして、小山崎遺跡に係る今後の計画はという質問でありました。議員の発言にありましたようにようやく見通しが出てきたということであります。11月15日、国の文化審議会は小山崎遺跡を国の史跡に指定するよう文部科学大臣に答申をいたしました。正式な指定は、官報告示をもってのことになりますが、今年度中にはそれがかなうのではないかと考えております。国からも重要な文化遺産であるというお墨つきを得られたわけでして、大変喜ばしいこと、先人のご労苦、そしていろんな方がかかわって発掘調査等行っておりまして、それらの皆さんに謝意を申し述べながら、一緒にお祝いしたいと、このように思っております。

山形県では29カ所目、遊佐町では鳥海山に次いで2件目の国指定史跡であります。これで本町の国指定の文化財は、鳥海山大物忌神社文書、杉沢比山、遊佐の小正月行事、旧青山家住宅、鳥海山、奥の細道風景地、三崎（大師堂）と合わせて全部で7件となります。今後史跡に指定されまると、国から史跡の保存活用や整備、現状変更等に関する取り扱い基準などを定めた史跡保存活用計画の策定を強く勧められます。平成20年3月に指定された史跡鳥海山につきましては、同年11月に学識経験者等から構成される史跡鳥海山保存管理計画策定委員会を立ち上げ、合計7回の委員会を開催、平成23年3月に計画書を策定、発刊いたしました。その後この計画に基づき、鳥海山大物忌神社境内に案内看板や標柱の整備をしております。小山崎遺跡につきましても来年度上半期には第1回目の史跡保存活用計画策定委員会を開催できるよう、現在委員の選任につきまして国や県と相談をしているところであります。そして、令和3年度中には小山崎遺跡の未来を明らかにできるような計画書を策定いたします。

今回の指定区域には、縄文時代から存在する湧水池の丸池神社境内も含まれており、近年注目度が高まり来訪者も急増している丸池様や牛渡川周辺の保全と来訪者のマネジメントも大きな課題の一つと考えております。さらに、この史跡保存活用計画を基本指針としたガイダンス施設や駐車場などのハードの整備を主とした整備計画も策定することとなります。そのためには文化財の保存管理にとどまらず、縄文文化を体験できる場所として整備すべく、国定公園や観光の主管である企画課、漁業施設や林業の主管課である産業課など、庁内各課の連携により地域活性化につなげていければよいと考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 今町長の答弁にありましたように公共下水、それから農集は既に終了しているということであります。これからはひたすらその償還金をやっていくということではありますが、この償還金、ピークが令和3年度、4億4,800万円ほどになっております。町民1人当たり30万円ほど、上で傍聴している小学校も含め1人当たり30万円ということではありますが、ようやく完成したと思ったやさきに今度は各箇所の劣化が出てきたということでもあります。当然上水と違って汚物等を取り扱う、アンモニア等あるので、劣化は早くなるのだというのは当たり前のお話ではありますが、それにかかわる事業がこれからふえていくのだろうということでもあります。先ほど言ったようにかなりの金額当初投じられたときには、やはり

町内の業者も含めかなりの皆さんがそれに携わったということは皆さんご承知のとおりであります。ここに来て大体平均が、管渠布設工事だけを見れば1億6,000、7,000万円という、平成元年度の見込みであれば約2億円という、課長が言っておりましたが、大体そのぐらいに落ちついているということであります。これが来年度からはすぽっとなくなるということでありまして、やはりそれに携わった業者もそうなのですが、意外と作業員として農家の皆さん、それからいろんな町民の皆さんがこれに携わってきております。なので、急激な公共工事の減というのは、やはり町の一つの産業であるそういう業者にも大きな負担といえますか、影響が多くなるというのは考えられるというふうに思っております。なので、これからは維持工事に非常にお金がかかる時代になりました。皆さんもテレビなどのCM等で、これからは高速道路の補修に金がかかるのだというようなネグスのCMがございまして、あれを見て、うちはまだできていないのというような考えもありますが、都会のあたりは前の東京オリンピックがピークでありまして、あれから50年もなっておりますので、当然そういう話も出てくるということでありまして、当然町もこれから維持補修に関してはある程度の予算を割かなければいけないというか、そうしないと暮らしていけないような状況になるのだというふうに思います。なので、先ほど町長も言ったように国土強靱化計画、町も設定して、国からある程度指定を受け、しっかりしたアフターフォローをしていかなければいけない。特にお金がかかるのは橋です。女鹿の某橋も町道とは知らずという話もありましたが、あれもかなりのお金がこれからかかっていくのだらうというふうに思っておりますので、それらを含めこれからの補修等にかかわる町として計画をしていかなければいけない。これは、強靱化が全てではないのだと思いますので、その辺はどのようにお考えか伺います。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 実は自分は就任して以来公共下水道事業会計を、14億円、15億円あった事業を7億円まで減らさせてもらいました。15億円ずつ事業を町が主体でやっていたら多分借金返せないという思いがありましたので。そして、その分を住宅リフォーム支援金、町民の皆さんからお金を出動してもらって、そしてその地域の活性化に資するためという形で6,000万円ぐらい、5,000万円、6,000万円使うと大体7億円ぐらいの事業が新たに発生してきたという形でこれまでも地域活性化に、何とか事業費を削っても経済が落ちないようにということをしてきましたが、今私の頭の中で行くと、遊佐町の今後5年、10年考えたときに高速道路の事業はまだミッシングリンクの状況でありますから、なるべくなら大手の業者ではなくて、やっぱり遊佐町の事業者からもその工事の一翼を担っていただけるようにするというので、そんな事業自体も減らないのではないかと考えております。なぜならばいわゆる強靱化計画に比子海岸の侵食防止、そして張り出し歩道、そしてそれからまた月光川の河川の改修が江地地内の埋め戻しばかりでなくて、これから七日町までの尻引橋が非常に狭いので、あの河川改修も県としては計画に入れてくれているということになっています。県の発注の事業を何とか町に取り込みたい。今杉沢でもフクベラゾ、たしか酒田の事業者が請負となっていますけれども、それから張り出し歩道は町内の事業者がもらうものだと思っていれば酒田の事業者だったのですけれども、そのような形で町の関連の公共工事、何とか町内の事業者に着るようにしたい。

それからもう一つは土地連が、土地改良区がこれから本格的に杉沢の前田地区から事業が始まるということです。これまで土地連の工事には、町内の業者はほとんど入れませんでした。ただ、令和元年度の初

めての発注について、町外からの応募がなかったのだそうで、地元の事業者が、額は小さいのですけれども、まずスタートとして事業をとったということあります。これから大楯地区とか広野、下当とか、あんな形の土地改良事業がこれからめじろ押しです。町としては、やっぱりそれなりの負担金を出しながらやりたいということを考えていますので、そんなにも公共事業的には、いわゆる下水道をなくした分以上は事業ふえるのではないかと考えています。そんな意味で行くと、やっぱり町単独でできなければ国なり県の事業もあわせて持ってくる。そして、それらはこの地でやっぱり地元の事業者から頑張ってもらおう。そのような努力もしっかりしてまいりたいなと、このように思っているところです。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 町長は国、県の仕事、大きく言えば高速道路を含め海岸線、それから河川の工事、これは全て国、県であります。なので、私の思いとしては、町内業者を優先にはなっていないというのが、これがちょっと問題であります。だから、当然将来的にはパーキングエリアタウン構想もありますし、量的には考えてみればあるのだと思いますが、やはり町内の業者の仕事量というのは、なかなか予定がつかないというのが、想像がつかないというのが今の現状ではないかなというふうに思っております。今年度から入る庁舎を含め、町自体の大きな建設工事、土木工事はもう終盤にかかってきたのかなというふうに思っております。当然人口減少の中で箱物を建てていけばいいという、そういうものではないと。ある程度長期的に眺めて土木、それから建設、箱物等を精査していかなければいけないというのは、当然町としては計画していかなければいけないということでもあります。

先ほど町長も言ったように張り出し歩道も酒田だったという話であります。実は今酒田市の公共工事、これは遊佐と同じく酒田市の業者でなければできないと。その下請も酒田市の業者でないといけないということになっています。そうすると、下請までなので、遊佐の工事業者は酒田の下請に入れないという状況になっております。工事の量とすれば、遊佐町より当然酒田市のほうの量が多いわけで、遊佐は当初遊佐の業者を優先にしてそういう事業をやったのですが、それを見て酒田市さんもやったわけなのですが、それを行き過ぎると下請まで、ややもすると孫請けまで地元でなければいけないというようなことになると。そうすると、逆に業者間の、いろんな業種はある程度人の貸し借りで工事を補ってきたのです。急にどんと来る工事、例で言えば小学校、中学校、公立学校のエアコンの設置がありました。遊佐町は、夏休みにかけて全て終わりましたけれども、酒田市は今なのだそうです。もうてんやわんやなのだそうです。人も遊佐から借りれないと。遊佐町の業者を借りて仕事ができないという、本当はこの地域でお互い助け合って工事を推進して、いい仕事をするというのが基本なのですが、地元、地元として余りやり過ぎるとそういう弊害が生まれてくるということもあります。その辺町長はどのように思っているのか、副町長でも結構ですので、お願いします。

議長（土門治明君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） 指名審査会等と運営させていただいておりますが、基本的な考え方としては、例えば高橋冠治議員からもありましたように地域の経済への、いろんな地域の事業者を支えていくというような部分を大切にしながら、地元の業者を優先をしながらと。その優先というのは何かといいますと、選定の指名の基準の中で地元には本社があるというところの評価点数は2点という形にしてございます。そういった形の中で評価点数の高い事業者等々を優先して指名をさせていただいている。ですけれども、全て

が地元の事業者で発注可能かということそうではなくて、いろいろな委託事業であったり、物品の購入であったり、さまざまな状況の中で、下水道でいえばポンプの発注の工事であったり、いろんなことについては遊佐町以外、次に優先やっばりしていきたいというふうに考えているのは酒田管内、酒田飽海管内、それでも充足できないときには山形県内、それでもというときは仙台まで含めた全国エリア、こんな考え方でその工事、工事によって適正な指名をさせていただきながら、入札執行させていただきながら、基本的な根底の中にはやっぱり地域の経済をよりよく循環させていければなという思いを込めながら指名審査に当たっているという状況を報告をさせていただきたいというふうに思います。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） ご報告受けました。そのようにやっていると私も認識しておりますが、酒田市の現状を話ただけです。なので、余りそれに固執するといろんな問題が起きるのかなというような話であります。

実はここに令和元年10月30日ということで要望書が町へ出ております。その中で要望項目を見てみますと、公共事業予算の確保及び公共事業の継続発注についてというのがあって、担い手三法、運用指針等のさらなる徹底だとか、労働単価の地域間格差とか、その辺をなくしてほしいというような要望書も来られております。要は一番問題なのは、やはり業者としてはある一定の上下しないような仕事の量があって初めて安心して事業を継続できるということになりますので、先ほど町長も言ったように量はあるのだという話でありますので、そこはうまくやっていただきたいと。ただ、さっき言ったように県、国の事業が多いので、町の事業、先ほど言ったように特に町道はよく町長も町政座談会、我々も町民と議会との懇談会の中ではいろんな町道の拡幅だとか舗装の改修だとか、いろんなことを要望されます。今までその予算、先ほど言ったように3,000万円ぐらいなのです。なので、町道の総延長がどのぐらいかわかりませんが、課長、どのぐらいでした。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） 町道の延長ということでございますけれども、約250キロでございます。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） この町に250キロの町道があるということでありまして。これを一から十まで全てやるというのは非常に至難のわざでございますが、せめて交通安全に関するものだとか、いろんな部分があるのだと思います。町は、いろいろその都度その都度やっておりますが、まだまだ町民の答えには応じ切れていない部分が多いと。私の地域でもそうなのですが、亀甲のひびが入って、いつみんな剥げてくるのだろうという道路も数多くあります。ただ、今のところまだ大丈夫だろうという判断でそのままなのですが、この辺はやはりこれからは計画を持って、町民、それから自治会長、区長さんからの要望で直すのではなくて、ある程度計画を持って町道の補修、改良をしていくべきだと思いますが、その辺どうお考えか伺います。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） ただいま路面の補修の計画ということでご質問いただきました。路面の舗装につきましては、状態につきまして、3年、4年くらい前になりましたでしょうか、幹線道路、そして準幹線道路を含めまして、ちょっと延長ははっきりしませんけれども、かなりの延長につきまして路面調査、舗装

の壊れぐあいということで路面調査の調査を実施してございます。その結果に基づきまして数年前から、完了しましたけれども、遊佐- 稲川- 丸子線ということで稲川のまちづくりセンター前、舗装補修をかけたところでございます。現在につきましては、状態の悪いところということで杉沢本線、4年、5年かけてまず全線舗装かけましょうということで計画的に補修のほうをさせていただいております。その結果は一覧表ございますので、図面のほうに落ちていますので、この次ということで係のほうでも次の補修の線のほうは検討中でございます。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 計画に沿って今やっているということでありますが、その計画に対しての年間予算は今どのくらいお持ちなのか伺います。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） 舗装補修につきましては、年間3,000万円ということで各年実施させていただいております。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 計画をしてやっていって、普通3,000万円だと下水の1工区ぐらいです。やはり皆さんの町民とのいろんな話し合いの中では、もっともっとスピード感を持って改修してほしいと。計画でいいのですが、私はこの予算を億単位まで引っ張ってもいいのかなというふうに思います。そうしないと、目に見えた町道の改良がなされてこないのかなというふうに思います。町道の場合、なかなか自腹を切るわけなので、非常に難しいわけなのですが、やはり先ほど言った国土強靱化計画、要は防災、未然に防ぐ、何かあったときにはインフラを早急に直して安全なことに資するというような計画でございます。それにはやはり道路はしっかりしたものを備えていかなければいけないというのは当然でありますので、その辺を踏まえて町道の整備というのは考えていくのかお伺いいたします。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） 町道整備の考え方ということでのご質問だったと思いますけれども、先ほどから議員からご質問あったように、町道の維持管理につきましては集落の区長さん等々からご要望をいただいて補修をさせていただいております。ご要望につきましては、集落内の道路整備工事、側溝整備ですが、側溝整備工事、そしてアスファルトの路面の補修工事の要望が多く集落のほうからございます。その要望に対しまして、担当課のほうでは、予算の範囲になりますけれども、その辺も緊急度合い、優先順位定めながら、予算限りでございますので、まず緊急箇所ということで優先的に、最優先に整備をさせていただいております。毎年各集落のほうから50件ないし70件ほどのご要望をいただいております。そのうち現地のほうにすぐ赴きまして、集落の方と立ち会いをしながら、補修方法も確認しながら工事のほうは実施をさせていただいております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 要望に応える予算措置をしてほしいというふうに私は思っておりますので、町長、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次もありますので、次は小山崎遺跡、本当に長年待ち過ぎたほど待って、この議会でもいろ

んな方がいつなのだ、いつなのだというふうにして、教育長がそのたびに答弁をしていたというふうに思っております。やっと切れのいい答弁ができるようになったということではありますが、先ほどから、きのう7番議員もおっしゃっていましたが、あそこは鳥海山の史跡の中、自然公園の中にあつて、開発もすぐすぐというふうにはならないという話でありました。教育課長、教育長の話ではありますが、当初は学術的な調査等をしっかりしていくということでもあります。ただ、その後やはり計画を立て、史跡保存活用計画策定委員会を開催して、国や県と相談をして令和3年度中には小山崎遺跡の未来を明るくできるような計画を策定していきますというふうに町長は答弁しておりました。今はそういう話なので、具体的なことはなかなか出ないかもしれませんが、この辺頭の中で描いていることがあればお聞きしたいというふうに思います。

議長（土門治明君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

来年度、再来年度の史跡保存活用計画ですが、これにつきましては立ち入り制限とか開発制限であります保存の内容、それから活用面といたしましては継続調査の必要な部分があればその調査、それから出土品の整理、あとは学習面では公園の場とかを提供していくというような、そういった内容になるかと思っております。なかなか観光地化させるような内容にすると、その部分を前面に出しにくい状況ではあります。ただ、3年度に保存活用計画の策定が終わりますと、その後に整備計画を令和4年に着手するということになりまして、それはハードの整備、いわゆるガイダンス施設、駐車場等の確保、こういったところになるわけですが、これもあくまで遺跡としての整備計画であります。なので、ご質問のとおり、せつかく丸池様とか牛渡川のネームバリューのある場所、これを使わないでつくっても、今現状の発掘したところを埋め戻して野っ原になっていますので、せつかくおいでいただいても、何だこれはということになりますので、来たからには何らかの感動を持ち帰っていただけるようなものをつくりたいというふうには考えております。全国的にも他の国指定の史跡の整備やっているところありますので、参考にさせていただきながら進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 課長は、参考にしながら将来進めていきたいということでもあります。この辺で有名というのはおかしいのですが、三内丸山遺跡、サッカーのワールドカップのグラウンドをつくろうとしたらあらわれたというようなところでもあります。過去に我々常任委員会の視察でも伺いました。三内丸山遺跡センターというかなり大きい施設の中でいろんな遺物だとか、それから住居跡、それから大きい建物等ありました。それで、三内丸山は5,900年前から4,200年前というような形で約1,700年の間ということではありますが、小山崎はそれをはるかに上回る年代を同じ場所で暮らしてきたというような、非常に壮大といいますが、大きな時空が流れていた地域でございます。我々もいろんな資料をいただいて読むにつれ、すごいなというふうに感動しているわけではありますが、これがやはり正式に国指定となれば、その史跡の跡があろうがなかろうが皆さん押し寄せてくるのではないかと、一時的には。そのとき何もないという話ではやはりまずいのかなというふうに思います。なので、それを早急にやっつけていかなければならない。そして、ずっととといいますか、近年丸池様を見る方が多くなって、駐車場の問題、それはいろいろ苦慮して

今前向きにやっているということで、土地改良の問題とか、いろんな問題があろうかと思いますが、本当に今せば詰まったところはそのかなと。その辺前回の答弁と変わっていないのか、また少し前進したのか。係は企画課ですか。では、企画課長。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

現在丸池様、あるいは箕輪のサケ孵化場に訪れる、牛渡川に訪れる皆さんが大変多いということで、大型バスの駐車場的なものについて予算も確保しながら検討してきたということでありましてけれども、昨年度の事業の中では一定概算事業費を積算するための調査と概算設計を行ったということでありましてけれども、現在においては600平米程度のいわゆる大型バス等の一時的な駐車場所、あるいは回転場所として600平米程度確保したいということで現地について検討調査中、あるいは関係機関と調整中というふうなことであります。まだ地権者との接触などはしておりませんので、なるべく事業は進めていきたいわけですが、昨年度よりは進んでいるというふうな認識でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 昨年度よりは進んでいるということで、毎年毎年進んでいけば、もうそろそろ先が見えてくるのかなというふうに思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

まずは、なぜこれを言うかという、やはり町が望んでいる高速道路が通る、そしてパーキングエリアタウンができるとして、そこに念願である、7番議員がいつも言っている県道のスーパー農道のあれが敷設、引かれていくと。そういうふうになれば当然その、今でも観光スポットであります。それプラス国指定の史跡が加わるということで大変メニューが豊富になります。なので、まずはそれを想定しながら全体的、考えてみれば遊佐町の観光、それから遊佐町に人を呼び込む、そういう全体的な考え方としてそれを受けとめて進めていくというのが大事なのかなというふうに思ひます。ただ、指定になったからどうするのではなく、町の全体像としてのあそこの空間をどうして生かしていくのかというのは非常に大事なのではないかと、そんなふうに思ひます。その辺大きい事柄でございますので、町長のお考えを伺ひます。

議長（土門治明君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 平成7年度に発掘始まって足かけ25年ですが、四半世紀ということで、私は今議員からお話ありましたように、小山崎を核にして歴史とそれにまつわる文化の町だと思っておりますので、小山崎に関しては学術的な整備の検討ということが中心になるわけですが、やがて歴史民俗資料館の中身であるとか、要するに小山崎遺跡が国指定になったことを核にして、私は縄文から未来への、資料館になるのか博物館になるかわかりませんが、4大遺産にかかわる資料とかたくさんありますので、そういうものをある程度整理して展示して、水辺の遺構ということで小山崎をメインにしながらも、そんな形で縄文以前の旧石器から鳥海山麓には人間が住んでいたということをはっきりしているわけですので、そういう町であるということアピールできるような、そういう方向性も検討していくタイミングが来るのかなと思っておりますので、そして先ほど視察ということありましたけれども、例えば秋田県の大館にはあいた高等学校の校舎を活用して、そういったものに展示のガイダンス施設として活用しているところもあるということを知っておりますので、そういったことも考慮しながら、やはり検討していく時期がやっ

てくるタイミングなのかなと思っております。

あと、残ったところは町長から。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 丸池様、そしてやっぱり今の小山崎遺跡と、かつては私議員のときは縄文の丘構想なんて、そういう計画つくったこともあって、今すぐなるのではないかという、実現するのではないかというような時代もありましたが、あれから25年ですか、25年にやっとなったということで、パーキングエリアとやっぱり結びつけるような形が一番あそこの発信にはふさわしいのかなと思っています。それで、町道の赤坂と箕輪の間の孵化場の入り口のところが、実は去年は駐車場をつくるのはどうも農業委員会等が優良農地を潰すという形でオーケーもらえなかったのですけれども、町道に認定すれば、町道にしてしまえば附帯施設としての駐車場は可能だというような判断があるそうです。それらで、あれは孵化場の皆さんが多分秋篠宮様が来たときに道路を提供して幅広げたはずであります、幅員を。ですから、あれを地権者の皆さんから譲っていただいて町道にすることにしまえば、駐車場は可能であるということを考えますので、それらと東になりますか、西になりますか、その土地改良事業等でのどのような重要な幹線等が入っているかに、その辺まではまだわかりませんが、いずれにしても幅員を広げた分を譲っていただきながら町道にすると。そして、その道路の延伸の延長上に東回り県道があるわけですから、それらを何とかパーキングエリアとつなげて、やっぱり今車の道路が一番、観光でもバスでも何でも一番来てもらえるのは、電車で来るというのは吹浦まで来てなかなか二次交通の問題があるわけですから、大型バスが来て来てしょうがないエリアの開所を目指したいし、そして発信するには今各まちづくり協議会等でのようなものを発信しようかということは今議論いただいているやに伺っておりますので、それぞれの地域の思いもあるでしょうから、それ等もしっかり承って、総合的にその検討会議で次に進むステップを踏みたいなと思っています。

以上であります。

議 長（土門治明君） これにて10番、高橋冠治議員の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

（午後零時02分）

休

憩

議 長（土門治明君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後1時）

議 長（土門治明君） 上衣は自由にしてください。

8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） それでは、私のほうからも一般質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

森林整備と林業振興の今後の考え方についてお聞きいたします。平成27年3月に鳥海山・飛島ジオパーク構想推進協議会が立ち上がり、鳥海山・飛島エリアの日本ジオパーク認定を目指し、平成28年9月9日

に行われました日本ジオパーク委員会の審査において、正式に日本ジオパークに認定されたこの地域でございます。ジオパークを活用した町づくりを町民の皆さんとともに推進していくとしたその鳥海山の麓に位置する遊佐町において、林業振興は豊かな自然を守り、後世につなぐ大切な事業だと思います。しかし、その林業の担い手が育っていないのが現状ではないでしょうか。今後の森林整備の現状と課題、林業振興の町の考えを伺い、壇上からの質問といたします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、8番、赤塚英一議員にお答えをします。

森林整備と林業振興の今後の考え、森林計画等についてだと思いますけれども、吹浦地区、吹浦財産区を有する当該地区選出の町議がこのような質問をされたというのは余りこれまでなかったことですので、まずは真摯にお答えをしたいと思います。

平成20年に遊佐町の森林組合が飽海地区森林組合、酒田森林組合と合併をして、北庄内森林組合となったことから、遊佐町内の林業事業体がほとんどなくなってしまいました。林業の担い手母体そのものが統合されてしまいました。そのため、現状の遊佐町の森林整備は、酒田市を中心とした林業事業体が森林経営計画を策定し、間伐等を行っている状況であります。課題としては、林業の担い手がなかなか見つからないことでありまして、そのためこれまで就労されている方々が年々高齢化によりまして、非常に勢いが出てこないという現状であります。一方、今年度から森林環境譲与税の取り組みが全国的に広まっており、当町でも未整備森林の解消に向けて、所有者に対し森林整備の意向調査を開始することとしております。将来的には森林環境譲与税を利用した間伐事業等が始まると予測されますので、林業事業体にとっては事業量の増加に伴う雇用の創出と担い手の育成につながっていただければと期待をしているところであります。

今後の町の林業振興といたしましては、先ほど申し述べましたが、森林環境譲与税を活用し、未整備森林の整備を行っていきたいと考えております。しかしながら、森林環境譲与税は譲与税の性質上、各自治体の創意工夫が可能な仕組みとなっており、森林のない市町村が森林のある姉妹都市と提携し、カーボンオフセット等の取り組みを行うところもあると伺っております。姉妹都市である豊島区では、秩父市とその提携を実施しておりますので、今後は当町でも取り組みが可能になるか、働きかけをしていきたいと考えております。

なお、我が町の一番の課題でありました松くい虫防除、いわゆる被害木の伐倒等につきましては、ピークは一つ大きな山を越えて、昨日の行政報告でも10%ほど減っているという現状であります。それらはまだまだ根絶やしにしたという状態ではないわけでありまして、今後もやっぱりこれらの事業は衛生伐、県の事業、また町単独事業等取り入れながら、そして国からは国有林の保全についてしっかりと働きかけを、作業を行っていただくように、町がこの会場で実は庄内海岸林被害強化対策プロジェクト会議を開催しておりますので、それらの場で鶴岡市、酒田市、遊佐町等と情報交換の上しっかりと事業を進めてまいりたい、このように思っています。

以上であります。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） 今るご説明いただきました。特に林業に携わる人が非常に減ってきたなという

のは私も実感として持っております。以前それこそ吹浦財産区のほうでも作業員の方もいらっしやったのですけれども、現在ではそこまでそういう専門でやられる方はいらっしやらなくなったというお話も聞いています。でも、やっぱり遊佐町の林の多くは人工林が大半を占めていて、人工林ですから、一度手をかけたものは最後までやっぱり面倒を見ないと、なかなか山を守っていくのは大変だなと思っております。

そこで、ちょっと現状の確認なのですけれども、林業従事者、国勢調査のほうで出ているわけですけれども、これ見ると昭和50年のときは林業従事者というのは45名ほどいたと。それからどんどん、どんどん減って行って、平成に入って平成27年、一番直近の国勢調査を見ると12名ということでございます。この辺の林業従事者の減少について、一番の事業課であります産業課のほうではどのような形でその辺を押さえているのか、少しお聞きしたいと思います。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

森林資源については、適切に伐採をして、それを建材等に使用し、その後伐採跡地のほうに植林を行いながら水源涵養林となるように育てていくなど、循環しながら利用することが一番重要かと思っております。しかしながら、森林の所有者については、木材価格が低迷しているという状況もあって、なかなか自分で管理するということがずっとできなくなっている状況もありましたし、業者に依頼するにしても、伐採費用や搬出費用が高価なために、結局経費がかかるということでその辺も行っていないということになっております。ですので、加えて製材業者等についても住宅戸数が減少してきたり、あるいは高層マンション等の建築で非木造住宅が多くなっているというような状況もありますので、製材需要が伸びないといった、そういった関係もあるということで、森林資源の活用を有効にするためには管理用の資金も必要でありますし、あるいは先ほど議員からありました担い手の人材育成、それから木材需要等もあわせて増加させなければいけないと考えているところであります。そういう関係で国のほうで、先ほど町長答弁にもありましたように、森林環境譲与税を創設したりしまして、その要因をなるべく改善しようとする方向に今来ているところであります。町としても人材育成のためには、林業女子の方もいらっしやいますので、そういった地域おこし協力隊員としての募集でありますとか、あるいはこれから新庁舎の建設もありますので、そういったところに町産材の需要を多く取り入れるなど、そういった対応をしながら、なるべく町としても林業が活発になるように努めていきたいと思っております。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） そうなのです。確かにざっくり言えばもうからない仕事になかなかつく人いないものですから、大変なのですけれども、現在一番直近の調査で12名、平成入ってから平成17年の調査では林業に従事する人が1名という統計結果が出ています。この辺その担い手、ただ単に同じ地域で担い手だけでなく、例えば農業なんかですと、ほかから移住された方なども農業をしたいということで来られる方もいらっしやいます。そういう方が農業に従事するというのはあるのですけれども、なかなか林業に従事してくれる方、林業の担い手として入ってくれる方というのはなかなか少ないものですから、その辺産業課として、一番最前線でいろんなことをしていただいていると思うのですけれども、その辺の感想で結構です。実際従事者が激減している、高齢化している、その実感はどんな感じですか。お聞きしたいと思います。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

私も産業課を担当してまだ1年たっておりませんので、これまでの林業関係の松くい虫防除でありますとか吹浦財産区での活動を見ましても、どうしても担い手の方については、県の職員などで林業政策に従事している方、少しばかり手伝っているというような状況もありましたけれども、実際のところは個人の担い手という方よりは、北庄内森林組合の職員でありますとか、そういった方々の林業関係の会社等に従事している方に担い手がいるのではないかとということでは実感としてはないような状況であります。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） なかなか感覚の世界になるので、難しいかとは思いますが、やはりその辺は少し今後検討していかなければならない部分なのかなと思っています。

農業と比較するのがいいか悪いかというのはあるのですが、例えば農業なんかだと、農業に従事される方のほぼ1割にも満たないのが林業に従事する方。しかし、面積からすれば、町内の田んぼ、畑の面積からすると約7割くらい、少ないですが、山林として登録になっている部分は7割くらいあるわけです。そうすると、そこまでは行かないにしても、もうちょっと本当は人数いないとなかなか大変なのかなという部分も考えられるかと思うのです。そこで、やっぱり林業がもうかる産業にどうやって変換していくかというのを今後考えていかなければならないのかなと思っています。

先ほど町長答弁の中にもありました森林譲与税、これは割と性質上、非常に自由度の高いお金と聞いております。当町の場合は、まず森林所有者の意向調査なりということですが、この辺の計画はどうなっているのでしょうか。どういう形で考えていますか。お願いします。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

まず、森林環境譲与税の目的について指定をされておりまして、そこにおいては大きくは温室効果ガスの排出削減目標の達成というような、そういう大前提があるわけでありまして、それに伴い荒廃している森林を何とか管理していこうということで各市町村にその譲与税を配分するというようになっております。町のほうでも、先ほど町長答弁にもあったように、これから未整備森林地区の所有者に同意を得ながら、それをいかに整備していくかが課題となっておりますので、環境譲与税についてはそれらの意向調査等にこれから使用するという方向であります。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） これからそういう形で調査されていくということでございます。かなり所有者が相続の関係だとかいろんな関係で分散している部分もかなりあるかと思えます。この辺の調査も必要なのかなと思うのですが、所有者に関する情報収集というのはどういう形でやっていますか。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） まずは、町のほうで森林台帳等を整備しておりますので、それで整備する区域の境界をまず定めまして、その中で所有者の抽出を行いながら実施をしていくという方向であります。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） 私も酒田の知り合いにお話聞いたのですが、遊佐にいろんな事情があって

山を持っていると。名義的には今おばあちゃんになっていると。でも、おばあちゃんがぐあいが悪くてほぼ寝たきりの状態だと。自分がいろんな形で書類とか見ているのだけれども、特に何にも来ないよねという話を聞きました。特別納税云々のところでトラブルになっているわけではないのですけれども、実際自分が一回も足運んだことのない土地に関して、はてなというところがあるそうなのです。そういう形の方が多分たくさんいらっしゃると思うので、そういうところに限って手が入ってなくて、なかなか荒れているのかなという部分もありますので、その辺の未整備のところをやはり重点的にまず最初にやらなければならないと思っていますけれども、その辺はこれからの話になるのでしょうかけれども、課長のほうではどんな考え持ちながら今意向調査入ろうとしていますか。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

今どうしても未整備森林を所有している方については、管理を森林組合等にも委託できずに、お金がかかるということでそのままほったらかしの状況のものが多数散在しているという状況でありますので、森林環境譲与税の目的にもありますが、未整備森林の管理を将来的に公的機関ということで町のほうで管理しなければいけないようなシステムになってくるようでありますので、その辺は町のほうで管理ができるように努めてまいりたいと思っております。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） 午前中の質疑の中でも海岸の松林の整備の話も少し出ていました。ボランティアの方々が一生懸命やっていると。そういうところはある程度いいのでしょうかけれども、なかなかやっぱり個人所有の土地になってくると、ではボランティアで私たちやりますよなんていうのはなかなか難しい話になってくるなと思いますので、その辺は所有者に対する働きかけも必要なのかなと思っておりますし、さっきの担い手の話ではないですけれども、やはりきちんと整備したところで育った木材なり、そこでとれる山菜なりというのは、やっぱり安全でお金にもなるのでしょうか。そういうのをちゃんとしていかないと、なかなかほったらかしで、ただ山持っていますよなんていう形になるかと思うので、その辺いろんな産業を創造する部分も持っているわけですから、産業課のほうで少しそういう部分を含めて考えていただければと思っていますけれども、その辺いかがでしょう。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

今現在町内の森林地区の西山方面については、砂丘地砂防林の協議会等もございまして、松くい虫の被害もあったことから非常に体制が整っており、小学生等も盛んに活動をしているという状況もあります。来週には日沿道がかかるところにボックスカルバートの、大型のコンクリートボックスを設置して、その上に松の植林を行うという植樹も予定しておりますので、こちらは余り心配はしておらないところでありますけれども、やはりボランティアの皆さんの協力が一番重要とは考えております。ただ、東山地区においては、長坂等の組合がしっかりしているところはございますけれども、なかなか範囲が広範なところもございまして、それらの整備を一斉に行うというのはちょっと今のところは不可能と思っております。ですので、まずは森林環境譲与税を使用しながら、区域を指定して少しずつ整備をしていきたいと、そのような方向でいるところであります。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） まず、担い手はそのような形で何とか育てていってもらいたいのと、現在未整備の森林についてはいろんな形で手をかけて、もっともっと自然豊かな山にしていなければなと思っていますけれども、さていよいよここから本題みたいな形になるのでしょうかけれども、先日、先ほど3番議員もおっしゃっていました。私ら四国のほうに視察行かせてもらいました。私一番興味あったのはいの町のJ-クレジット、二酸化炭素排出の民間企業とのトレードだったり、そういう部分のお話、非常に興味を持って行ってきたのですけれども、先ほど町長答弁にもありました、今豊島区のほうは秩父市とカーボンオフセットトレードをやっているという話でございました。これまで過去にも私この場でだったかちょっと記憶は定かでないのですけれども、こういう話しさせてもらったことありました。その後余り皆さん興味持ってもらえなかったのか、話題にもならなかったのですけれども、最近環境保全、二酸化炭素の排出云々ということで、この辺について産業課中心で何か話題とかなったことってありますか。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

産業課で話題にしているということではございませんけれども、先ほど新しいものではカーボンオフセットの方法もできるということでもありますので、その辺は今後検討していきたいと思っておりますが、あとは間伐材等を活用して、今のところはバイオマス発電に使うペレットの活用でありますとか、議員のほうからも話あった割り箸に活用するとか、そういう話もちよこちよこはあったわけでありまして、特にこうしたいなというようなことは今のところはない状況であります。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） これもう10年くらい前からやっているような、国のほうでも取り組んでいる話のようでした。できればこういう情報には敏感になっていただければなと思っています。

いの町のお話になりますけれども、あそこは約230トン近くですが、二百二十何トンの二酸化炭素の排出をいわゆるクレジットとして販売しているということでした。1トン当たり6,600円で換算してやっているそうです。それは、その6,600円の内訳というのはほとんどが経費の部分、固定経費として出てきている金額約百五、六十万円ですか、の話として聞いてきました。そういう制度を使って、例えばうちの町でもどのぐらいの排出量の認定になるかというのはあれですけれども、イコールではないですから、いの町とは。ありますけれども、そういう部分利用してその経費の部分、いわゆるイニシャルコストになるような部分だと思うのですけれども、内容を見ると。そういう部分を現金化することを考えれば、もう少し例えば環境譲与税だとか林業振興に係る費用は、もっと流動的に使える部分ってふえるかなと思うのですけれども、そういう検討を今後するべきだと思うのですけれども、その辺課長どう考えています。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

特に現金化というようなことは今のところは考えておりませんで、譲与税の使い道が少し使いやすいというようなことはありますけれども、そういった活用ではなくて、国のほうで指定している森林整備に活用する意向調査等に使う予定ではありますので、そういった意味でも利用するにしても山林の所有者がそれぞれ違いますので、まずは町有林のほうから順に行っていくような格好になろうかとは思いますが、個

人の私有林について計画に入れるということになれば、どうしても同意をもらう必要もございますので、それらについては所有者を調べながら、地道に少しずつ整備をしていくというような格好にしかならないと思いますので、まずいきなりいろいろ現金化等についてはちょっと考えていないという状況であります。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） 課長、ごめんなさい、いの町も一応町有林の部分での計算ということを知っていましたので、個人のほうは今課長おっしゃったとおり、当然所有者の方の意向なりでかなり違ってくると思います。でも、町有林の分の調査費用だとか、そういう部分がこういうクレジットで賄えれば、その分の浮いた分、浮いた分という言い方はおかしいですけれども、それで浮いた分が個人の意向調査なりにもっともって使えて、それをもっといい形で使えるのかなと思っていますので、ぜひその辺検討すべきかなと思っています。そういうので森林を整備していく、森林を整備することによっていろんなところに波及するかなと思っています。その辺は各課の横断的な話になってくるかと思うので、特別答弁をお願いするものではないと思うのですけれども、例えば一つの例として、森林整備する、特に下草を刈ったりすることによって不法投棄が減ったという事例もあります。これは、もう若干課が違ってきますので、地域整備課のほうになるのでしょうかけれども、その辺の事例どんなものがあつたか、少しご紹介いただければと思います。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

特に不法投棄される場所というのは、どうしてもほつたらかしの原野等森林の箇所であるとは推察できますので、やはり森林整備等でちゃんとした管理をしていけば、なかなか人道的、気持的にもそちらには不法投棄はないのかなというような実感をいたしますが、それがどういう箇所でそういったことが起きているかということになりますと、ちょっと事例的には把握はしていないという状況です。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） 不法投棄ということでしたので、私のほうからも一言ご答弁させていただきます。

今産業課長おっしゃったとおり、不法投棄防止するには不法投棄をされない環境づくりが不可欠でないかなというふうに思っております。空き地や山林などふだん人の目が届きにくい土地、特に所有者、管理者の知らないうちに不法投棄がされることが多いという事例が多くございます。この事態を防ぐためには、土地の所有者の皆様には不法投棄されない状況、環境づくりといいますか、適切な管理をしていただくことが大切になってこようかと思っております。雑草が伸び放題など、また目が届いていないと思われる場所についてごみを捨てやすくなるということもござりますので、自分の土地につきましては定期的に監視をしていただくなり、草刈りなど適切な管理をしていただければありがたいのかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） 確かにそうなのですけれども、場所的には、私聞いている範囲ですけれども、やはり西浜エリア、この辺が工事の関係もあって非常に下草を刈ってきれいにした部分、昔から白砂青松と

言われてこの議場の中でもいろんな話題になっていますけれども、その部分を非常にきれいにしたら不法投棄が極端に減ったというお話聞いていました。こういうのを考えれば、できるだけ人が入って、きちんとした形で目に見える整備をできる状況をどれだけつくるかがやはり環境の保全だったり、不法投棄の抑制だったり、そういうところにつながってくるのかなと思っていますので、この辺課長、私環境のほうの方とお話ししていただきましたので、その辺の情報入っているかなと思ったのですけれども、ちょっと正確に私の意向もなかなか伝わっていなかったのかなと思っていますので、そういうところもあったという話聞いていたので、その辺は課を横断しながらいろんな形で整備をしていくというのがやっぱり環境保全、まして観光を一つの売りとしている町ですから、やっぱりそういうのは見えないよう、見えないっておかしいですけれども、そういうのにきちんと目が行き届くような状況をつくっておくべきかなと思っています。この辺観光をつかさどる企画課長、何かご所見ありますか。何か今首ひねっていますけれども。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

特に観光地においては、やはり良好な美化環境を確保することが訪れる皆さんの気持ちもすがすがしく、気持ちよく過ごしていただけるというふうに思っておりますので、そういった環境をやはり積極的につくっていくというふうな姿勢が大切かなというふうにも思っておりますし、そういう場合に単に町だけの努力だけではなくて、やっぱり町民の皆さんの協力も一定得ることによって、町民の皆さんは元気も含めて出てくるのかなというふうに思ったところでございます。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） やっぱり最初に戻りますけれども、人材、特に林業に携わる方少なくなってくると、そういう部分になかなか行き届かなくなる部分もかなりあるかと思えます。かといって、なかなかただではできる話ではございませんので、何らかの形でやはりその部分の資金をちゃんと手当てしなければならない。そういう観点は必要なかなと思って、今回問題提起の一つとしてさせてもらいました。

いの町の話ですけれども、いの町はいの町でいろんな取り組みしてまして、このぐらいの大きさですが、コースター、私1つ買ってきました。値段は1,000円でした。こういう形でチラシつくってやっています。それにはカーボンオフセットが全部載っかっています。大体金額にすると200円ぐらいでした。私買って来たコースターで約30キログラム分のカーボンオフセットになっていました。そういうのをどんどん使って、いろんな林業振興にかかわるような商品開発も含めてやっていくのがこれから必要になってくるのかなと思うのですけれども、だからといってコースターつくれという話ではないです。私は、以前からずっとほぼ無駄話みたいな形で話ししてきました。あちこちの課で担当職員に帰れと言われながらも話ししてきたのですけれども、例えば福祉のほうと連動して間伐材の割り箸をつくったらどうですかという話もしてきました。そういう新しい産業を興すのも一つなのかなと思っています。そうやって林業がなりわいとしてできる一つのきっかけになればと思って話ししているのですけれども、例えばそういうのも含めてこれから新しい産業をつくっていかなければならないかなと思っています。その辺産業課長として、産業創造の部分から考えたときに何かご所見あれば。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

まず、やはり議員がおっしゃるとおり、もうかる林業が最初の目標ではございますが、それを行うためには私が冒頭申し上げましたように、木材を伐採したらそれを建材等に利用して使いながら、その伐採した後はやはり植林をしてまた育てるといふ、そういう循環作業が必要なわけでありまして。ですので、まずは問題となっている岩石採取の跡地等にも植林をしながらやっていただきたいと思いますし、あとは伐採した建材等の需要が今のところ低迷しているということもありますので、それらについても福祉作業所等に何か、県のほうでも木材を名刺、名札とか使用しておりますし、いろんな使い道はあるかと思っておりますので、その辺はこれからちょっと検討させていただきたいなと思っております。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） ぜひ考えていただければと思っております。

最近だと木質バイオマス発電、こういうお話も出てきています。今遊佐町でも例えば太陽光発電だったり、風力発電などという新しい再生エネルギーどんどん出てきます。そういう形で環境に優しい町、環境に非常に力を入れている町というイメージででき上がりつつあると思っております。そこにジオパークの認定であったり、昨日の岩石採取の裁判でも裁判所は環境保全の大切さをうたっていたと思っております。そういうのがありますから、遊佐町というブランドを高めるためにはそういうところをうまく使っていくのは必要なかなと思っております。それに対してやっぱり情報というものが一番大切だと思うのですけれども、やっぱり役場というのはそういういろんな情報が一番集まる場所だと私ずっと思っていたのですけれども、なかなかそれにぴんときてくれる、おもしろいよねと、それが使えるかどうかは別にしても、おもしろいよねと思ってくれる職員をもっとふやすのも一つかなと思っておりますので、ぜひその辺を何とか今後の一つの検討課題に挙げてもらいたいと思っております。あと町の施設なんかも、今新庁舎ができますけれども、そちらのほうはそちらのほうで今決定していますので、とやかく言う話ではないのですけれども、20年後、30年後にボイラー等更新があったときには例えば木質ペレットを使った暖房を検討してもらおうような素地をつくってもらおうとか、以前あぼん西浜もボイラーの交換のとき、この場で私話しさせてもらったのですけれども、どうもそのとき誰も興味持ってくれませんでした、なかなか先に進まなかったのですけれども、そういう木質ペレット使ったボイラーなど、今非常に性能がよくなっていますので、そういうのを使って環境に優しい町だというアピールができるような施策してもらえればと思うのですけれども、その辺そういう設備関係だと本来であれば総務課長にお聞きするところではありますけれども、いろんな観光施設のほうは量的にはありますから、企画課長のほうで何かそういうご所見あれば。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） 観光施設においてそういった環境に優しい取り組みをしているということのアピールすることができれば、町の大きなやっぱりイメージアップにつながるのかなというふうな印象も持っております。そういった暖房なり、あるいはそういった熱源としてのボイラーなり、そういったものについて、将来的な更新の際にそういった例えばペレットボイラーなどは選択肢の一つとしては検討はできるのではないかなというふうに思っているところでございます。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） ぜひ更新時、そういうときにはそういうのも挙げてもらいたいですし、今県のほうで非常に力を入れているようです。木質ペレット、木質バイオマスの発電、こういうのも一つのチャンス

だと思っていますので、そういうのもうまく使ってもらいたいですし、そういう意味では今回いろんな形でジオパークだったり、裁判だったりというのはいい形で使えると思います。そうやって環境にいい町だと、環境保全に非常に取り組んでいる遊佐町がつくるもの、農産物であったり、水産品であったり、そういうものに関してはプレミアムがついて、例えば100円で売っているものは120円で売れるとか150円で売れるとか、そういう形になれば非常に町民のためにはなるのかなと思っていますので、ぜひその辺をこれからの施策の一つとして検討いただければと思うのですけれども、最後に町長のほうで何かご所見あれば、今までのやりとり聞いてご所見あれば少しいただければと思います。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 遊佐町の森林の面積は多分膨大な面積、烏海山抱えていますから。それをどうやって活用するかということは、やっぱり町にとっては大きな課題だと思っています。また、その情報の発信についても、やっぱり例えば今遊佐高生がデュアル実践で建具屋さんに行ってもらっています、福増建具屋さん。社長に聞いたところ、私が弟子についたころからためている材料しっかり乾燥して、それらを活用していい製品をつくっているのだ。あの辺の遊佐町の建具のレベルというのでしょうか、多分農林水産大臣賞クラスを何回ももらっているようなレベルもありますので、それら等でいけば、決してそれらの活用について町として、やっぱり個人としてやっている方はいらっしやると。今森林環境譲与税がありました。どうも人口割というのでしょうか、森林の面積ではなくて人口割をベースにするというので都会には多く、そして地方には少なくという形が非常に心配なわけですが、それらの活用は実は山形県ではもう既に10年ぐらい前から森林（モリ）ノミクス、いわゆる県民1人当たり幾らの負担でという形でそれぞれ森林の活用をずっとずっと仕掛けてきた、そんな貴重な県だと思っています。森林譲与税が始まる前から県民が負担し合って森林整備等いろいろお金を使いましょうという取り組み。特に今まで新庄には農林大学校がありましたけれども、今度林業も含めるという形で農林の4年制の大学を最上地区にやっぱり設置しましょうということがこの間公表されました。やっぱりこれらについても森林女子でもいいでしょうし、新たな参入の機会に、きっかけとなってくれればうれしいところであります。そして、実はうちの町でも県庁の林業関係の職員OBの方が木材でつくった玩具、おもちゃをふるさと納税の返礼品として提供していただいたりしているわけで、また子どもセンターみたいな遊具を有する施設にほとんど木製の玩具を、遊具を取り入れた施設も県内にはできていると伺っていますので、そんな意味でいくと県全体として木をもう少し活用するということを全体として考えていかないと大変なのかなと。確かにバイオマス発電もいいのでしょうか、活用して長く使うということが非常にありがたいのではないかと、このように思っています。

議 長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8 番（赤塚英一君） ぜひそういう形で後継者、林業に従事する方が一人でもふえていただけること、そのための施策何とか我々も、私も考えていきたいですし、これからもこの場でいろんな形で提言なり質問なりさせていただきますので、ぜひその辺一緒に考えていければと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして終わります。ありがとうございます。

議 長（土門治明君） これにて8番、赤塚英一議員の一般質問を終わります。

2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 第533回定例会一般質問で登壇させていただきますこと感謝を申し上げます。

さて、先日まで色づく鳥海山をきれいだなと思っているうちに寒い風が吹き、白いものが落ちてき、あっという間に冬将軍がやってきました。雪の日をおつくうと思わず、昔からの冬仕事を楽しむ、家の中でのおしゃべりを楽しむ、より一層人とのかわりが強くなる絶好のチャンスだと思います。遊佐の寒く長い冬を楽しみたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。私の質問は3つありますので、よろしくお願いたします。

それでは、1つ目の質問は、これから私も含め、皆さんも一年一年、1つずつ年を重ねてまいります。これは、人が生まれてからの宿命と申しましょうか、運命とでもいいましょうか、当然のことです。かつて年齢が減っていく方はいまだかつてお会いしたこともありませんし、伺ったこともありません。そんな人生の中で、私も含め皆さんは3年後の自分が健康であると自信を持って言うことができるでしょうか。今や人生100年という時代の中で、年をとるたびに体力の低下を感じ、自分の夢の実現や日々の生活での活動をおつくうだと感じていらっしゃる方も多くいらっしゃると思います。できれば毎日健康に過ごし、おいしいものを食べ、趣味などを通して楽しく一日を過ごせたらと思うのは当然のことです。我が町の高齢者の人口比率を見てください。全国的に高齢者とは65歳以上の方をいうそうです。ちなみに、私も来年あたりから若年高齢者になります。遊佐町では、平成31年4月現在で5,512名の高齢者の方がおられます。その中で要介護数が1,100名、約2割、うち認知症の方が550人、約1割、4,410人の約8割の方は推定元気高齢者と伺っております。年度別に見ますと、平成10年では65歳以上が人口の24.7%、また平成20年では人口の30.9%、30年では39.0%、また31年では39.8%と10年で10%近くの確率でふえていきます。令和10年ころには町民の50%が高齢者となります。それに伴い要支援、要介護認定、介護保険料もサービスを利用する方が多いほど料金が増加していきます。それだけ利用者の負担もふえるということです。

それでは、私たち自身が心と体も元気に保ち、健康で生き生きと生活を送るためにはどんなことを心がけたらいいのか、そんなことを考えながら地区内を車で走っているときに公民館でたまたま遭遇したのがいきいき百歳体操でした。一緒やってみれば、そんな声をかけられ、椅子に座り、一緒に参加させていただきました。ゆっくり数を数え片足を上げること5回、それを5セット、今度は反対の足を同じ数と、苛酷な筋トレでした。運動不足の私には自分の体力のなさを実感させられ、10分も一緒にできなかったのを覚えています。そんな貴重な体験をさせていただいたいきいき百歳体操、とても興味を抱きました。どんな形でこの百歳体操が普及したのか、またどのようなサポートを町ではしているのか。そして、どのような効果があるのか伺います。

2つ目の質問は、防災無線について質問させていただきます。定例会の一般質問でも何度も出てくる質問ですが、防災無線が聞こえないということがよく出てきます。昨日4番、佐藤議員からも同様の質問があったところです。確かに私の住んでいるところでも海側で、防災無線は設置されていますが、町なかと違い、集落と集落とが離れているため、ふらっと周辺の防災無線が自宅の中に入ると聞こえません。町長の答弁にもあったとおり、現在の住宅事情もあり、気密性や断熱性がよくなったこと、そして防音効果も向上しております。いかに高性能のスピーカーを用いても、なかなか各家庭まで無線の内容が明確に届く

ということは現段階では難しい状況かと思えます。しかし、災害は予告もなしにやってきます。住民の安全を守るために唯一の情報手段の防災無線を各家庭に配備することは、かなりの設備費用がかかることも間違いありません。危機管理においては、我が町は川や地震ばかりでなく、津波や火山、竜巻などの全ての災害に対応しなければならず、日々対策に奮闘されていることと思えます。予算をかけずに早急に町民の方々に遊佐町の防災やその他の情報を伝達できないか、ふと小学校PTA当時のことを思い出しました。平成25年当時まで小学校の連絡は各学年の保護者同士の電話の連絡網を使い、緊急時並びに学校行事の変更等を連絡していました。しかしながら、何度電話しても連絡がとれないとか、緊急時の場合はその時間まで連絡が間に合わないと、いろいろな問題や課題が持ち上がり、対策を余儀なくされました。東日本の大震災の教訓を踏まえ、避難訓練と災害時の家族への引き渡し訓練など、今まで経験したことない数の訓練を企画し、実行してきたこと。当時の先生方もいろいろと大変だったことと思えます。どうしたらPTAの皆さんに同じ時間帯に連絡できるかが理事会での課題でした。当時は携帯の緊急メールが主流で、メールは災害時も利用できることもわかり、それだったら緊急配信メールを使えないかと当時の校長先生が教育委員会に相談し、現在の吹浦小学校の緊急配信メールの活用に至っています。

そこで、質問としては、現在はスマホ時代、利用者も多いことから、遊佐町独自のアプリをつくり、災害や情報を高齢者やスマホなど得意でない方でも1つのアプリを押すだけでわかるような防災無線の補助的なシステムをつくることはできないか伺いたいと思えます。

3つ目の質問をさせていただきます。質問に入る前に、9月定例会でも同様の質問をさせていただいておりますので、重なるところもあると思えますが、よろしく願いをいたします。中学校のバス通学に関しては、冬期間1キロ圏外バス通学と今月12月から運行いただいたこと、まことにありがとうございます。また、運行することにより新たな問題や課題が出てくるかと思えます。路線の拡大、運行時間の設定など、今までよりも回る範囲が広がりますので、運転手さんには今まで以上に安全に注意し、運行をお願いしたいところであります。また、運行に関しましては通常の運行マニュアルは設定されていることと思いますが、近年の状況から見て非常に災害が多い世の中になっております。通学の登校または下校時に災害に遭遇しないとも限りません。そこで、スクールバスの災害時の場合の運行マニュアルは設定されているのでしょうか。再度伺います。

それとともに、できれば小学校の生徒もバス通学にできなかったのかと改めて教育委員会に要望させていただきたいところであります。特に冬期間は、小学校の登下校時は、その時間帯はちょうど地吹雪の発生する時間帯とも重なることが多く、吹きさらしの多い田んぼの中の通学路を歩く生徒にとっては苛酷な道路となります。また、現在安全面と責任問題などから、ほかの子供を車に乗せての送迎は基本的に禁止されていることもあり、中には下校の際、友達と一緒に下校の途中でほかの保護者の迎えの車に乗れず、一人で帰ったという話も聞くことがありました。親御さんにとってはとても心配で、生徒にとってはとても不安だったことと感じます。11月には35メートルを超える突風で和田、境田地区で竜巻も起きております。学校の外での子供たちの安全も考えなくてはならない時期に来ています。今現在学校統合の準備委員会が進んでいることと思えますが、距離の長い通学路に関しては、事前のバス運行のシミュレーションも兼ねて、小学校も早期のバス通学を考える時期に来ているのではないのでしょうか。提案も含め、教育委員会にお伺いいたしまして、以上3点、壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

たします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、2番、那須正幸議員に答弁をさせていただきます。

いきいき百歳体操の取り組みについて、まず最初に申し上げます。平成26年度、国はこれからの介護予防について、生活機能の低下した高齢者に対して、リハビリテーションの理念を踏まえて、心身機能、活動、参加のそれぞれの要素にバランスよくアプローチするために、元気高齢者と要支援や要介護状態となるおそれのある虚弱高齢者を分け隔てすることなく、体操などを行う住民運営の通いの場を充実することを目的に地域づくりによる介護予防推進モデル事業を実施しました。山形県もこの事業に参加し、自治体への説明を実施しました。これを受けて、我が町でも町が抱えている課題解決に向けて効果的な活動ができるのではないかと考え、県のモデル事業に手を挙げて取り組むことといたしました。事業に先立ち、町が抱えている課題分析、自治会や老人クラブの活動状況、地域資源等の整理を行い、県担当者の助言を受けながら進めてまいりました。平成26年7月に各地区区長会において、通いの場づくりについて説明を行いました。翌年3月には本事業の広域アドバイザーをお招きし、地域包括支援センターや社会福祉協議会等の関係機関や関心のある方々を対象にいきいき百歳体操サポーター養成講座を開始いたしました。このような説明会や講座に関心や理解を示していただいた方々に、地区担当保健師が集落健康教室などの場を活用して、通いの場づくりといきいき百歳体操についてプレゼンテーションを行いました。さきの答弁でも申し上げましたが、平成26年度の説明会及び実技指導は15カ所、参加人数は220人となっておりますが、この年、通いの場で立ち上げされたのは山崎集落と高瀬まちづくりセンターの2カ所で、計16人からのスタートでありました。平成27年度以降も毎年7月の各地区区長会において説明をさせていただいており、実施集落は着実にふえ、令和元年7月現在では43カ所634人となっております。

このようにふえてきた理由としては、保健師による支援創設のみならず、平成23年度から山形県が先導に立ち上げた地域支え合い体制づくり事業の存在が物すごく大きなものと理解しております。その当時健康福祉課長でありました現産業課長は、山形県の1億円の年間の予算のうち3,000万円近く遊佐町で何回も何回も追加申請をして、多分県の予算の1億円のうち3,000万円を遊佐町で使ったということでありましたので、翌年には遊佐町さんにはもうことは予算は回せませんと言われた経緯がございます。そして、町としてはやっぱりこの地域支え合い体制づくり事業、いわゆる各集落の公民館整備はやっぱり拠点づくりでは重要だという認識のもとに、その翌年からは町単独でその事業を引き継いで現在までも続けております。これは、老人クラブのある集落を対象にして、集落公民館を高齢者サロン等の活動拠点として利用するための改修整備費として上限100万円を補助する事業で、現在遊佐町の110集落のうち今年度まで93集落、遊佐町全体の85%の集落が活動拠点の整備を完了しているということが大きな要因と考えられております。また、平成29年度から取り組んでいる介護予防事業実施のための備品購入費補助事業は、百歳体操を実施するために必要なテレビやビデオデッキ、椅子などの購入費用として上限5万円を補助するもので、これらの支援も取り組みの後押しすることとなっております。そのほかDVDや負荷をかけるためのウエートの無期限貸し出し、体力測定などの評価、また平成29年度からはゆげ健康マイレージ事業の対象事業に追加したことで百歳体操への継続参加のきっかけになり、ポイントをためることで付加価値がつくという効果があったと推測しております。また、地域包括支援センターや社会福祉協議会、各地区まちづくり

センター等連携をし、円滑な事業の推進に今後も努めてまいります。

さらに、今年度からは継続支援の一環として地域リハビリテーション事業を実施しており、作業療法士の専門職からの指導も受けております。加えて60歳以上の元気高齢者を対象としたはつらつ貯筋講座を修了し、地域で活動するゆざ元気サポーター養成講座を受講した方々が今度はサポーターとしての立場で集落に出向き、軽体操や脳トレ、いわゆる認知症予防などを行っていただき、大変喜ばれていただいております。いつまでも元気で自立した生活を送ること、そのためには百歳体操を継続することが効果的であることは、これまで全国に集計された膨大なデータが証明しております。高齢者を分け隔てすることなく体操などを行う住民運営の通いの場は、元気高齢者がいつまでも元気で、元気な高齢者が虚弱な高齢者を支え、前期高齢者は後期高齢者を支えるという介護予防の町づくりにつながっております。介護予防の町づくりは、お互いに顔の見える関係ができ、ふだんからの助け合いや支え合いが生まれ、ひいては災害時にも大きな力を発揮するものと言われております。介護予防事業を通して誰もが住みなれた地域で安心して生活ができるような体制づくりが重要と考えております。

防災行政無線が聞こえないというふうに、きのうも4番、佐藤光保議員から防災の無線の話が、質問がありました。本町では既に災害情報の伝達手段として防災行政無線、町ホームページへの掲載、携帯電話等への緊急速報メールの配信の複数の手段を用いています。しかしながら、これで完璧というのではなく、これまでも継続してあらゆる世代、生活様式の方に情報をお届けできるよう新たな手段について検討してまいりました。ただいまお話がありましたメール配信につきましては、ホームページ上で登録していただき、メールアドレスを教えてくださいました方にいち早く情報を送ることができるという仕様かと思いますが、現在山形県警でもやまがた110番ネットワークとして同様の方法で情報発信しており、非常に有用な手段だと考えております。また、アプリにつきましても例えばNHK防災アプリというのですが、無料の。近年の災害状況から民間事業者による防災関連のアプリも製作進んでいますので、そのような開発事業者との共同開発により町独自のアプリ開発、製作も可能とは考えられます。また、防災アプリを高齢者でも簡単に使えるように町独自の機能変更、機能追加が果たして可能なのか、費用がどのぐらいかかるものなのか等も非常に難しい問題と考えますので、これらはただアプリを導入すればいいのではなく、高齢者がアプリを使うためのパソコンやスマホも環境が整っていないとできないということもありますので、環境が整っている場合でも使い方の講習会を開く等、利用していただくための取り組みも必要になってくると思っております。ご提案いただいた内容につきましては、情報伝達の一つとしてアプリの情報収集や既に使用している自治体の状況調査も行い、財政負担の検討も含めて導入を検討していかなければならないと考えております。

3番目の質問は、小学校のバスの通学の対応でありました。これについては、教育委員会にお尋ねするということでありましたので、私から答弁は割愛させていただいて、教育委員会のほうで答弁いたさせます。

議長（土門治明君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） 3つ目の質問でありましたスクールバスの件につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

中学校のスクールバスにつきましては、これまで通学距離3キロメートル以上としておりまして、冬期

間、今週から1キロメートル以上に拡大して運行を開始しております。本日現在、まだ日も浅いわけですが、特に混乱もなく、ただ若干運行時間が延びて、それでも始業時間に影響はなかったというふうに報告はいただいております。今回は、路線の数を変更しておりません。ただ、広野線につきましては回り順を逆にしておりますので、一部の方は乗車時間が長くなったりということでご不便をおかけしておるわけです。

ご質問のありました災害のマニュアルにつきましては、整備されているものはございません。あるといえども、社団法人山形県バス協会が示した運行中止の目安、これがあるということで、これは見えるところに張って運用しておるということです。例えば風速20メートル以上、大雨、濃霧、吹雪により視界が20メートル以内になったとき、冠水30センチ以上、橋桁の下1メートル以内に水が、川の水位が上がってきたとき、道路崩壊等々のときは運行をしないという取り決めのようでございます。ただ、これでは走行中の災害発生時に対応できないということもありますので、一つには宮城県丸森町、遊佐町と人口規模が似ておりますので、そのできておる運行管理マニュアル、こういったものを参考としながら、遊佐町独自の防災計画や地形の特殊性なども考慮して策定していきたいなというふうに今準備を進めているところでございます。

それから、もう一点、小学校のバス通学に関する質問でありました。まず、新校開校に向けては3台のバスの購入を予定しております。中型バス3台ということでは見ておるのですが、冬期間衣服が膨れ上がったたり、持ち物がふえたり、いろいろ事情も出てきて、短距離でも冬期間だけは乗せなければならなくなるなどの事情を考えたときに、3台のうち1台は大型になる可能性もあるのかなというふうに見ております。購入時期につきましては、令和3年度、4年度、2カ年にわたって5年度からの開校に備えるということでございます。この2カ年にわたるのは、一度にバス3台を調達することが過去においてもできなかったと。昔はできたのですけれども、注文してからつくるといことなものですから、入札、落札してからつくり始めるということで1年の間に2台が限度だということ聞いております。ただ、運転手は5年度からの増員を予定しておるものですから、バスだけ購入して、走らせないというわけではないのですけれども、交互に走らせるということになります。中学生、今回冬期間乗車する決定をしたそもその理由は、送迎による親御さんの車が駐車場に入り切れなかったり、出入りの際に非常に危険な状況があってやむを得ず、なかなか子供たち自分で歩いたり、自転車で行くということにはならなくて、しょうがなくとありますが、バス乗車に至ったということです。小学校は朝が登校隊、帰りはばらばらということもあって、小学生を乗車させたいというお考えもわからなくはないのですが、これからこの12月から中学生を多く乗車させている課題がどのようにあと4カ月の中で出てくるのか、そういったところを見きわめ、それから小学生においてもバスがせっかくあるので、できれば体験乗車などの措置も検討はしたいなというふうには考えているところですが、せっかく準備委員会、総務部会で議論されるという予定にもなっておりますので、そういったところの議論も踏まえて進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今町長さん、そしてまた教育課長さんからご説明をいただきました。冒頭でありますけれども、先ほどの3番議員からもいきいき百歳体操には質問いただいておりますので、違う視点

から少しご質問させていただきたいなと思っております。また、最初に苛酷な筋トレと私申し上げましたが、私運動不足でありましたので、私にとっては苛酷でありまして、皆さんやっている内容はそんなにきつくはなかったのかなと、改めて弁解させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、初めの質問といたしましては、この百歳体操、私の質問の中の文章にもありましたけれども、介護保険料との絡み等をちょっとお聞きしたいと思っております。私の資料の中では遊佐町の介護保険料、やはり年々上がっておりまして、10年前から比べますと約2,000円以上介護保険料が上がっております。そんなわけでありまして、やはり利用する方が多くなる、もしくはそういった高齢者の方々の人口がふえてくる、そういった場合にやはりこれから先も介護保険料が上がっていくわけでありまして、そんなところ、この百歳体操との連携をどのような形で考えているのかお聞きしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（土門治明君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

介護保険料との関係というご質問だったと思います。その前にいきいき百歳体操につきましては、先ほど来いろいろお話が出ておるところでございますけれども、やはり皆さんに受け入れられたというにはそれなりの効果があったというふうなことで、私なりに考えてみたところ、何より本人が元気になる、それから一緒にやっているお仲間が、あるいはそのご家族が喜ぶ。国、県、町の負担が軽減するという三方よしの取り組みではないかというふうなことで、これからもやはりここを強調しながら進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

介護保険の状況であります、百歳体操の効果というふうなことで直接的な結びつきというのはこれから具体的に出てくるのかなというふうに思うところでありますが、町の介護認定率を見ますと、平成26年度以降比較をずっとしてみますと、徐々にではありますが、減少しております。例えば各年度末の、平成28年度末でいきますと19.4%、平成29年度になると19.3%、30年度は19.2%というぐあい、そんな大きな減少ではないのですが、傾向的には減少の傾向にあるということでありまして。また、要支援1、2、それから要介護1の軽度の占める割合というのも低下をしております。こちらのほうについては、平成28年度は42.8、29年度が41.4、30年度については41%というふうな状況であります。理由は百歳体操に限らず、さまざま要因があると思っておりますが、やはり住民の方が介護予防の重要性を理解して主体的に取り組むということで、住民みずから気づきがあるということがやはり成果の一因になっているのではないかなというふうに思っているところであります。百歳体操を取り組むことで少なからず介護保険事業にかかる負担を軽減するというふうに期待しているところでありまして、今後も続けていければと考えております。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今課長からご説明をいただきました。少しずつですが、やはりその効果が出ているというお話を伺ったところであります。振り返りますと、私が物心ついたとき、ここの庁舎の前を通りますと、大きな看板で福祉の町遊佐という看板が一番道路際に立っていたのを今思い出したところであります。やはり高齢者の方々、その時代の方々から見れば、看板を外したから福祉にはサービスないのかというそんな方々が、やはり思いもあるのかなと思って今お話を出させてもらったところであります。

百歳体操、なかなか効果が、私も含め、たまにさせていただくのですけれども、おもしろい体操だなと

思っております。そんなにテンポも速くなくて、1、2、3、4、5というこんなスローなペースで体操を行うわけでありまして、ただ、そのスローがやはり私たちみたいな運動不足にはかなりきく体操でありました。この体操を広めるに当たって、資料を見ますと、保健師さんたちがやはり最初にアドバイスをしながら実践してやっていくということのお話がありましたけれども、午前中の質問にも保健師さんの数が8名というお話を伺いましたが、これから先高齢者の方々が必ずふえていくわけでありまして。そういったときにやはり保健師さんの数と高齢者の方々の数、そういう比率を考えますと、やはり現在の8名ではちょっと足りないのかなと。また、保健師さんの仕事も伺いますと、やはり健康だけでなくいろいろな面、松永議員からもありましたけれども、ひきこもりの方々に対してもやはり保健師さんたちが対応しているという、そんなお話も伺っておりますので、そういったところの保健師さんたちの対応はどのように考えているのか伺いたいと思います。

議長（土門治明君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

保健師の話題でございました。今現在8名の保健師ということで、実際にその地区を担当している保健師の数は6地区、6名ということで活動させていただいております。この数が多いか少ないかという部分については、県内を比較いたしますと、人口当たり保健師の数としてはそんなに少ないという状況ではございません。むしろ人口当たりとしては多いほうに分類されているのかなというふうに考えているところでございます。通いの場、百歳体操は住民の方が主体的に運営をする事業というふうなことで、町のほうから保健師のほうでやってくださいというふうなお願いをするのではなくて、住民の主体性を信じて、自分たちもやりたいという声が出るのをじっと待つということが大切ですよということで現場のほうからは聞いてございます。一たび開設の機運が盛り上がりを受けた時点で、相談を受けたらすぐサポートに努めるということの基本姿勢にしているということでありました。保健師業務は母子、それから成人、高齢者ということでかわる年齢が多岐にわたって、どの年代もさまざまな問題を抱えております。事業の優先度や緊急性を考慮しながら、課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今お話がありました自主性を待つという、まさに本当にこれは戦略ではないかなと私は思ったところであります。やはり自分たちからこういった運動をしたい、こういった集まりをやりたいというところがやはり後々まで長く続く秘訣ではないかなと思っております。また、保健師さんの数も人口に対しては少なくなく、多いほうだということの説明をいただきましたので、安心したところであります。ただ、今後ともやはり高齢者というのは、先ほども私も資料の中で見ましたけれども、ふえていくわけでありまして、そのときそのときの対処はお願いしたいなと思っております。

また、まちづくりセンター以外でもやはり各公民館で行っているというお話も先ほど伺いました。マイレージポイントなどの関係上、例えばポイント加算とか、そういった関係は各公民館で行っている百歳体操の中ではどういった仕組みになっているのか。また、どういった形でかかわっているとか、そういったデータというか、管理はどんな形でまた行っているのか、そういったところの普及の内容をお聞きしたいと思っております。

議長（土門治明君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

健康マイレージとの関係でございます。健康マイレージ事業につきましては、いろいろな健康に関する行事でありますとか、そういったものに参加をしていただくことでポイントをいただいて、最終的にポイントがたまったものについては町のほうから景品といいますか、何かを差し上げますよという事業でございます。ポイントの中では一番ポイントが高いのは禁煙でありまして、一気に15ポイントと、たしかそのようなことで記憶しているところでございます。そのポイントにつきましては、百歳体操の場合ですと1回参加すれば何ポイントということではなくて、年間それぞれの集落で参加をして、何回以上参加した場合には健康マイレージのポイントがいただけるよというふうなことで、そのたび集落ごとの参加の状況については、その集落の運営主体のほうで参加ポイントを健康マイレージとは別に確認をしているという状況でございます。最終的に参加主体ごとに証明をする形でご本人から健康支援のほうに申請をいただくという形になっているところであります。あと各担当の地区、保健師がおりますので、各担当の地区内の百歳体操の開催の状況とかについては、その地区担当保健師のほうで集約をしているという状況でございます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今ポイントの加算については、1年間の集落単位という形でお話を伺いました。

先ほどから通いの場、通いの場という言葉がよく聞き取られますので、その通いの場というのが、やはり私も参加させていただきまして、百歳体操だけでなく、体操が終わった後のケアといいたしでしょうか、やはり皆さんでテーブルを集めながら、持ってきた漬物を一緒に食べたり、お茶を飲んだり、またケーキを焼いてきた人のケーキを食べたりと、各公民館ではそのような形でやっておったところであります。また、通いの場づくりということは、私はとても大好きなのですけれども、その通いの場を独自の手法でつくり上げているまちづくり協会がありました。1つは、私の地元なのですけれども、吹浦のわくわくカフェという形で行っております。これはまちづくり協会独自の予算でコーヒーマシンを買いまして、事務局長こだわりのオリジナルの豆を焙煎して、ボランティアスタッフが毎週月曜日、約10名から15名くらいの人たちの対応に当たっております。あともう一つは、毎週いろいろな企画で通いの場をつくっている西遊佐のまちづくり協会のまちセンカフェです。こちらは、私もいろいろと興味がありまして、何度かお邪魔させていただいたのですけれども、毎週金曜日行われておりまして、来る人たちが楽しめる企画が満載の通いの場になっております。例えばマーじゃん教室ですとか、体育の先生、退職された方にお越しいただいて、百歳体操と空気のプレス体操みたいなものを一緒にやったりとか、そんないろいろなアイデアで行っているところであります。多いときは40名を超える利用者があり、お話を伺ったところ、今年度4月から11月まで約579名の方が利用されているというお話を伺いました。また、吹浦まちセンと違うところは、こちらは県と町が補助している小さな拠点づくりという補助事業がありましたので、そちらの補助金を利用させていただいているというお話でした。しかしながら、内容を見てみますと、やはり中で働くボランティアの方々、私たちもそうなのですけれども、ボランティアというのはなかなか毎回は難しく、自分の体のあいているときはできるのでありますけれども、その他の時間はなかなか携わることができない。本人は、本当に行きたいのですけれども、なかなかできないというところがあり、また今後の人材の確保や機

材の購入、そういったところに補助金を充てているというお話を伺ったところであります。今後引き続き、今実績が上がっている事業団体だとは思っておりますので、今後継続していく上でやはり予算の確保が必要かと思われま。通いの場をもっと広めるため、今後、単年度の補助金だというお話でしたので、遊佐町独自の通いの場、また楽しみの場をもっともっと広めるために通いの場予算なるものを提案させていただきたいと思ひます。継続して少なからずとも予算があればカフェなどを始めてみたいとか、講師を呼んでいろいろなことをやってみたいと、集まってくる方たちがより一層元気になって、そしていろいろと笑いの場が広まればと思ひております。いかがでしょうか。

議長（土門治明君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

ただいまご紹介をいただきました西遊佐地区の取り組み、また吹浦地区の取り組みもあるようでございますけれども、まちづくりセンターの皆様にはそういった活動をしていただいて、本当に改めてここで感謝を申し上げたいと思ひます。町としては、そういった取り組みが例えば西遊佐地区のエプロンサービスでありますとか、ただいまご紹介のあった福祉型小さな拠点づくり事業、こういった取り組みが西遊佐地区にとどまらず、他地区にも広がることを大いに期待しているところであります。今後のそういった設立の動きがあれば、積極的に支援をしてまいりたいというふうを考えているところであります。

ただいま那須議員からご提案のありました予算のことについてであります。西遊佐地区のほうからは個別に予算について支援していただきたいという要請は既に承っているところでございまして、具体的な支援については協議をしながら対応してまいりたいというふうに思ひますし、今後百歳体操を初めとして通いの場、あるいは高齢者同士の支援のさまざまな取り組みに対しては、そのときの事業の内容を見きわめながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今課長のほうからお話がありました。予算についても要望があれば支援していきたいというお話をいただいたところでありましたので、ぜひもっともっと楽しい場をふやしていただければありがたいと思ひております。そして、さらにもっともっと広めるためには、今後の活動支援としての提案といたしまして、この百歳体操をやはり健康についてより考えながら、参加している皆さんが一堂に会して集まり、また集まるときに送迎をする方々、そしてお孫さん、お子さんたちも一緒に情報交換できるような、高齢者と一緒に行える健康セミナーなどのような、1年に1度町全体会のような大きなイベントを開催してみたいかでしょうか。せっかく中央公園とか子どもセンター、体育館、1カ所にまとまっておりますので、ぜひそこで一日家族一緒に過ごす遊佐町のファミリーデーみたいな形で健康について家族で考えるという、そんな形をとった全体会のイベントなども提案させていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

議長（土門治明君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

今後それぞれの集落の実情に合わせながら創設支援、それから継続支援を行ってまいりたいというふうには思ひております。それぞれの集落の運営方法、工夫をしているところなどの情報交換というのは非

常に大切だなというふうに思っております。まだ取り組んでいない集落への動機づけという意味でも百歳体操の情報交換会的な取り組みについては現場のほうとしてもぜひ企画をしたいというふうなことで申し出ておりました。介護予防についてはさらに進めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしく願いたします。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 課長より前向きなお話をいただきましたので、すぐにはできないかと思っておりますけれども、やはりそういった形で進めていただければ、本当に遊佐町全体が元気な町になるように私は願っているところであります。

それでは、質問を変えます。続きまして、防災無線に関する質問に移らせていただきます。初めに、昨日の答弁と重ねて伺いますが、町長は29年9月議会において、今回と同じような質問に対し、発言の中で防災ラジオの配布についてはひとり暮らしの高齢者世帯に配布は考えていない、また複数の情報伝達手段の充実を考えていきたいと申しておりました。また、きのう4番、佐藤議員の質問の中では、防災ラジオについては酒田市内、旧市内でも販売しているので、今後は考えていかなければならないという発言があったと思われまます。配布についてはできないが、昨今、今のこの防災情報につきましては、やはりそういった形で防災ラジオの販売については考えていく方向でよろしいのでしょうか。もう一度伺います。

議長（土門治明君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） 町長答弁の前に私のほうからこういった防災行政無線の取り組みのことについて説明を、お話をさせていただきたいというふうに思います。

町のほうでこれまで取り組んできたまず最初の取り組みは、緊急事態のときにサイレンが聞こえない、そのエリアをなくしましょうよ、これが1番目でありました。その次に音声、これをなるべく聞き取りやすいようにという取り組みを防災行政無線という国のほうの指針に従って取り組んできたという経過がございます。ただ、ご質問いただいているとおり、建物の気密性の向上等々があつて、なかなか屋内にいて、また風の状況等々を非常に受けやすい、そんな状況の中で聞き取りにくいというのも事実でございます。しかしながら、音声による部分については外にいる方々、観光のご質問もございました。観光で遊佐を訪れていただいている方々、高齢者の皆さんであっても、元気に外で、畑で農作業に従事している方々、こういった方々については非常に有効な手段であろうなと思っております。ラジオ、それからご提案のあったメール等々については、屋内にいた場合にとっては非常にまた有効な手段であろうなというふうに思います。さらには町の防災行政無線を直接聞き取りするという意味においては、これまで行ってきたのが消防団員の幹部の皆さん等々含めて充実を図ってきたという経過があります。1点だけ申し上げさせていただきますと、この間アナログからデジタルへ電波が変わりました。電波が変わったことによって、残念ながら、今町のほうの部分はデジタルに切りかわっておりますが、その電波の特性上、一部聞こえない、ラジオで受信できないエリアが生じるというようなこともあつて、ラジオを全戸に取り入れるときにいま一度ちょっとちゅうちよして、もっといい方法はないだろうか、それからかような手段の中でそれらを解決できないだろうかというふうないろいろな取り組みをしてきたという現状がございましたので、そのことだけ少しこれまでの職責上、経験してきたこととお話をさせていただきました。

議長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 私は、何回も先ほど答弁で、この問題については1つで全てが全部パーフェクトというツールはないのだということを申し上げました。また、今区長さんには3.11の反省から、デジタルになってからですか、受信機をお届けして、集落の自主防災会長にはしっかりと連絡していただけるように、また消防団幹部にも自宅を持ってもらうようにという形を整えてきました。ただ、遊佐町全体見ると、やっぱりラジオの不感地帯というのが、菅野の共同アンテナのエリアとか女鹿とか、それから開畑、袋地、ああいう山間地とかの山陰のあるところは届かないところもあるわけですから、全てが1つでクリアできるという状況はないと。全部平らで全て届く状況ではないということ。酒田市でも旧町村はラジオ使えないのです。旧市内だからこそ電波が届くので、使えるということ。それら等購入いただくにしても、無料というわけにいかないと思います。やっぱりお金だから、安いからいいのではないかという声もあるのでしょうけれども、それが果たしてどのような値段でどのような機能を持ったのが適正なのか、それは防災会議もそうでしょうし、消防団幹部の皆さんと町でもいろいろ実践で今活動していただいている方々いますので、それら等の意見もまとめないと、私が一つ判断でこうしますとは言えない状況であるということでございます。それらの意見を求めてから検討したいと思います。

議 長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2 番（那須正幸君） まだ時間があると思いましたが、あと3分でなくなるようですので、集約してお話をさせていただきたいと思います。

この防災無線に関しましては、実はお隣のかほ市が、こちらが23年6月からやはりこの緊急配信メール、補助的な形で行っております。その内容は、やはり消防とかいろいろな情報が、にかほ市独自の情報がそのメールから見れると。ただ、登録をしなければならないというのは遊佐町と同じでありますけれども、私が言いたいのは遊佐町から酒田に勤めている親御さんもいるわけです。例えばここで災害があった、火事があった、そういった場合に酒田にいる方々というのはなかなか情報が伝わらない。遊佐のどこだ、例えばこの間も吹浦でありましたけれども、吹浦で火事だと。うちが心配だという方々は多分たくさんいらっしゃると思います。そんなとき、やっぱりせっかく遊佐町にはキャラクターの米～ちゃんがいますので、米～ちゃんのマークのアプリを1つつくって、公民館まつりや、こういった百歳体操や、そういったところに出前講座で出向いてアプリを入れてあげて、これを押せばいいのだよと、押すだけでその情報が見れる、そんな形のアプリが、補助的なものができるかというのが一つの提案であります。やはり小学校で何かあったときに、地震や火災があったときに酒田に勤めている方々が遊佐のアプリを見て、うちは大丈夫だとか、ここは心配だとか、そんなふうな形で見えるような、そんなアプリを遊佐町独自でつくれないかという、そんな形で今回は私が提案させていただいたところであります。時間もないようですので、また次の機会でもお話をさせていただきながら、ぜひすぐに使えるような、まずなるべくお金をかけないで、すぐに登録制、もしくは少し利用者の方々が有料であっても、やはり情報というのは必要であると思いますので、そんな形ですぐに使えるようなアプリをぜひご検討いただいて、そんな形で安心、安全な遊佐町をぜひ表に出していただければありがたいなと思っております。

私の質問は以上で終わります。

議 長（土門治明君） これにて2番、那須正幸議員の一般質問を終わります。

午後3時5分まで休憩いたします。

(午後2時46分)

休

憩

議長(土門治明君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

(午後3時05分)

議長(土門治明君) 9番、阿部満吉議員。

9番(阿部満吉君) それでは、私からも一般質問させていただきます。昨日も会議が長引き延長となりました。皆さんお疲れのことと思いますので、手短に終わればいいかと思います。何よりすぐやりますと言ってもらえればすぐ一般質問終わりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、1番目、町の空き家対策はということで質問させていただきます。人口減少とともに世代間の別居も進む中で、持ち主が住まない空き家がふえています。町の統計を見れば、平成元年では人口は2万332人、5,050世帯ありました。平成30年では人口が1万3,978人に減少したにもかかわらず、4,997世帯と余り減少しておりません。家屋数の統計はありませんでしたが、世帯数が余り減少していないにもかかわらず、集落内の空き家がふえてきたことは事実で、何らかの施策により空き家の増加を防ぐことができるかもしれません。築年数の若い家屋であれば、空き家バンクに登録し、新たな住民も期待できますが、昭和の時代以前に建てられた家屋や危険家屋に相当する家屋は手つかずの状態であります。これは、全国的な傾向で、我々議会での管外視察先でも都市部では余り目立たないものの、郊外には崩れかけた家屋を見ることがあります。昨日のNHKの報道でも持ち主の特定できない危険家屋の税金による解体の映像とともに、各自治体の苦悩がクローズアップされておりました。遊佐町でも危険家屋についての相談が多数寄せられていると思いますが、どのような対策を考えているかを質問いたします。

また、これは町民と議会の懇談会で課題提起されたことですが、集落内に空き家がふえて集落が成り立たない状況があるとのこと。限界集落になりかねない状況を町はどう捉えているかお尋ねいたします。

また、これまでの危険家屋の調査から見えてきたこと、今後の施策についてお尋ねいたします。

2つ目、町の広報は町民の情報ツールではないのかということで質問させていただきます。これも町民と議会の懇談会の中で問われたことですが、ツーデーマーチと同じ時期に行われたイベントで、町主催ではないとの理由から広報への掲載を断られたそうです。詳しく聞いてみると、営業目的ではないイベントで、町内だけでなく、県内外からたくさんの観客が集まるイベントとのこと。なお、つけ加えれば、交流促進株式会社にも大いに貢献しているそうであります。これに限らず、広報への掲載の希望があるものと推察されます。広報掲載の基準はどう整理しているのかをお聞きして壇上からの質問といたします。

議長(土門治明君) 時田町長。

町長(時田博機君) それでは、9番、阿部満吉議員に答弁をさせていただきます。

まず、空き家対策ということが質問でありました。少子高齢化や人口減少などが原因で空き家がふえ、その中には適正に管理されず、周辺に悪影響を及ぼす空き家が生じてきている中で、住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家の活用を促すことを目的に、平成27年に国の空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行されました。当町においては、平成18年に空き家バンクを設置、その後平成24年

にIJUターン促進協議会の発足以降、新たな空き家の実態調査を実施して、空き家の利活用をするための定住施策を進めてきました。一方、平成25年には遊佐町空き家等の適正管理に関する条例を制定して、管理不全空き家に対しても指導や適正な管理を呼びかけるなど対策に取り組んでまいりましたが、これまで以上に空き家対策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的に、ことし3月に遊佐町空き家等対策計画を策定しております。この計画策定に当たり、昨年の5月から7月に実施した空き家の実態調査では、集落からの情報提供や集落支援員の調査により、これまで把握してきた空き家のデータをもとに詳細な調査を実施し、空き家の老朽度、危険度をAからD、4ランクに分けていたところです。調査の結果として、空き家等対策計画の資料に公表しておりますが、町内の空き家の件数は494件で、町全域に広く分布しており、倒壊の危険のあるDランクが176件、倒壊の危険性はないが、損傷の激しいCランクに該当する建物が122件と全体の6割に及び、このまま放置すると周囲に悪影響を及ぼしかねない状況が読み取れるところであり、また、実態調査が終わった後に空き家の納税管理者に対して今後の利活用に対するアンケート調査を実施しております。建物の現状として、維持管理しており、すぐに住める状態であるが52%、軽微な修繕をすれば住める状態であるが18%で、およそ7割の方が多少の修繕を行えば利活用可能と回答をしております。全体的にCとDが6割に及び中で、持ち主は7割の方はまだ使えるのだという回答が寄せられているところであり、町が行った老朽危険度調査の結果と所有者の意識の間では老朽度に多少の乖離があるのが問題であり、まだ利活用可能なうちに空き家バンクに登録し、利活用につなげていくことが大事であると考えております。

今後の取り組みとして、空き家対策計画の中では空き家の発生予防から適正管理、利活用、除去まで各段階に合わせた対策計画を定めております。まずは、新たな空き家が発生しないよう、空き家の管理は所有者に責任があること、周囲に迷惑を及ぼさないよう適正な管理が求められていること、適切な相続や登記を行う必要があることについて、固定資産税の納税通知書等で所有者に対してさらなる周知を図ってまいりたいと考えております。また、スムーズな相続や取引ができるように、10月には県の宅建協会や県司法書士会の協力を得ながら、遊佐町空き家無料相談会を開催するなど、町でも支援の事業を進めております。適正管理の面では、今年度から国の補助事業を活用して、シルバー人材センターによる空き家の見回り支援や修繕等の相談窓口を開催しておりますので、そうした制度を活用して遠隔地にお住まいの所有者が適正に維持管理できるよう支援をしてまいりたいと考えております。

空き家の利活用につきましては、定住促進係を中心に空き家バンクの登録制度を活用した利用の推進を行っております。特にまだ利用可能なAランク、Bランクの物件に関しましては、集落支援員などを通じて空き家の所有者に空き家バンクへの登録を促すとともに、定住のために住居を求めている方へ物件の紹介を行い、本町の移住、定住につなげております。また、町で所有者から10年間借り上げて、必要なリフォームを施して移住者等へ貸し出すフォーム空き家も平成25年度から毎年2棟ずつ整備しており、現在12棟全て活用されている状況であります。また、同じく空き家を活用して移住体験用のお試し住宅を2棟、農業研修生用のチャレンジハウス1棟を整備し、活用を図っているところでもあります。さらに、本町で起業したいという移住者に対して、空き家を店舗にリノベーションして貸し出す空き家再生地域おこし事業にも平成29年度から取り組むなど、空き家の解消と地域の活性化につながる取り組みを行っております。和田地内にあるカフェのわだやと、それから駅前のパン屋さんがその事業によって移住者による開業を行

っているところであります。

また、除去につきましては、国の補助事業を使うために空き家等対策計画の策定が必要でしたが、今後は補助事業を有効に活用した除去や跡地利用を進めてまいりたいと考えております。所有者不在で危険が切迫しているものについても、所有者を入念に調査した上で町が必要最低限の措置、また場合によっては除去も必要であると考えますが、公のお金により個人の財産に手を加えることに関しましては賛否両論があると思いますし、この議会での予算措置の執行の議決が必要となってくると思いますので、より慎重な議論が必要だというふうに考えております。自分の家族が長い間生活し、思い入れのあるうちの解体を積極的に望む方はいないと思いますし、老朽化しても、資力や時間などを理由に放置したい、先送りしたいと考える所有者は多いと思います。また、相続登記が義務化されていないことや建物を更地にすることで固定資産税の住宅用地特例の対象から除外され、固定資産税額が高くなってしまふことなど、自発的な除去が進まない原因の一つとして考えられますので、引き続き県を通して国に法改正を要望してまいります。まずは所有者の気持ちに対して自発的な除去や補修をいかに後押しできるか、現在実施している空き家解体支援事業の見直しも含め、そうした部分の支援が一番大切であると考えております。

続きまして、町の広報についてのお尋ねでありました。広報ゆざは、町の機関紙として町民の皆様へ行政情報の提供、特に町の施策の周知や町民の活躍、笑顔をお届けし、町と町民との合意形成を図ることを基本として発行されております。1日号は、今月の話題として町主催の事業や施策、タウンレポート、連載記事など、15日号は町内外の事業等のお知らせや入札結果、がんばった人にマルなどを中心に掲載しております。広報の編集に当たっては、担当である企画課のみならず、町民の代表としての町広報委員会条例に基づき、現在7人の広報委員からも情報提供を含めご協力をいただき、より町民目線に立った読みやすい広報を心がけているところであります。

さて、お尋ねいただきました広報への掲載基準ですが、町や公的機関が主催、または共催であるものは掲載可能としているほか、町や公的機関の後援があり、かつ利用者の金銭的負担がないものについても掲載可能としています。一方、公序良俗に反するもの、営利、政治、宗教活動に触れるものについては掲載しないこととしております。また、紙面に限りがあることから、掲載基準を満たせば必ず掲載されるものではないということをご理解をお願いしたいと思います。いただいた質問では、観客が多く集まるイベントとのことですが、広報への掲載に当たっては参加人数や経済効果の大小を掲載基準には位置づけておりません。過去に掲載してもらったことがあるという事業、団体についても改めて掲載基準に照らしての対応とさせていただきます。

広報ゆざについては、最初に申し上げました町機関紙としての使命を果たすため、今後も町民の皆様のご関心のある、また有益な情報を掲載することを基本に編集、発行していく所存であります。町の機関紙という位置づけであること、紙面には限りがあるということから、全ての掲載依頼に対応できない場合がありますが、広報委員会や読者の皆様のご意見も伺いながら、よりよい広報紙を目指してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 先ほどの町長答弁の中で、アンケートの中ですぐに住める、リフォームすれば住

めるということで52%、18%というふうな数字が出されました。これは、どのような段階の家屋での調査なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。例えばCランク、Dランクの6割に当たる298戸の中ではないということですよ。

議長(土門治明君) 高橋企画課長。

企画課長(高橋 務君) お答えをいたします。調査につきましては、集落支援員も参画をしておりますので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

居住可能なものについてですが、Aランクとしては小規模の修繕により再利用が可能なものというふうなことで、あるいは修繕がほとんど必要ないものというふうなことでこれが101棟であります。それから、Bランクとしまして、管理が行き届いておらず損傷も見られるが、当面の危険性はない、多少の改修工事により再利用が可能と、これがBランクでありまして、これが95棟というふうなことでございます。

議長(土門治明君) 9番、阿部満吉議員。

9番(阿部満吉君) それでは、この中での持ち主のアンケートで52%、18%という数字が出てきたと思うのですが、いわゆるCランク、Dランク、特にDランクに関してはその中でどのくらいの方々が持ち主を、どのくらいの家屋が持ち主を特定できているのか、その辺調査した上での数字をお伺いしたいと思います。

議長(土門治明君) 高橋企画課長。

企画課長(高橋 務君) 遊佐町空き家等対策計画に調査の内容について記載をしておりますけれども、Cランク、Dランクについてのいわゆるそういった所有者の意向が確定できている、そういった統計については記載がないので、今の時点ではわからないというふうなことでございます。

議長(土門治明君) 9番、阿部満吉議員。

9番(阿部満吉君) 恐らくAランク、Bランクというのはこれから空き家バンクでも有効活用できる家屋かと思っておりますけれども、Cランク、Dランクとなれば、これからその地域にとってはいわゆる負担になってくる家屋というふうに思います。実際にDランクの中で、先ほど質問したとおり相談があったと思うのですが、集落から、その辺の現況についていかが捉えておりますか。

議長(土門治明君) 高橋企画課長。

企画課長(高橋 務君) 今手元にあるのは計画でありまして、そういった調査した際の詳細の内容については私自身では把握してございませんので、後ほど答弁させていただきたいと思います。

議長(土門治明君) 9番、阿部満吉議員。

9番(阿部満吉君) 昨年度、30年度ですか、我が地域にも危険家屋というものが存在しておりまして、調査に来られた方がおりました。実際その家屋の持ち主というのは特定できないわけですが、昨日のNHKの報道によれば、いわゆる持ち主が特定できないので、除去したという報道でしたけれども、町でその必要があるという家屋をどのくらい捉えておられますか。

議長(土門治明君) 池田総務課長補佐。

総務課長補佐(池田 久君) お答えします。

先ほどA、B、C、Dランクで件数を答弁させていただきましたけれども、その中のDランクについては危険な家屋ということで取り扱っておりますので、その分について176件はまずは危険ということでこ

らのほうで把握しております。

議 長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） とりあえず176棟というのは、今すぐにでも手当てしなければいけないというふうに捉えているというふうに私は捉えましたので、その上でまた再質問させていただきます。その中で持ち主というのが特定できているというのはまだ統計上出ていないということですか。そういうことであれば、昨日課長補佐にいわゆるほかのまちの例ということで山形市の例を紹介させていただきました。いわゆる持ち主が特定している場合ですけれども、その持ち主がまちに寄附採納できれば、その家屋を取り壊して共同で公益的に使えるようにしますよというような取り組みがあちこちでやられております。その辺の取り組みについてはどう思われますか。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 都会では、世田谷区では実は弁護士をつけて、それを競売に付して、そして解体費用を差し引いても土地の値段が高いものですから、それはもとがとれるという形でそういう代理解体という形は都会では進んでいるという情報ありますが、我が町として、それでは危険家屋が特に町の真ん中でなくて周辺にあった場合は、解体費用と土地の値段とどっち高いといたら解体費用が断然高いという現状でありますので、都会の情報がそのまま町に当てはまるということは私は考えておりません。そして、町全体で今空き家が四千九百何十戸のうち494ですから、10%。私は、10%という数字で踏みとどまっている町はそんなないのだな、庄内では、空き家の発生率にして10%でとまっているというところは非常に私は庄内では少ないと見ています。そして、Dランクが176ですから、全体の2.5%ぐらいですか、3%行っていないわけですから、それらについてもそんな大きな数ではないというふうに理解しています。例えば今合併してしまった八幡、平田、松山、それから朝日村、そういうところ、温海とかにいと、ほぼ15から20の間空き家率があるという形を情報として私はつかんでおりますので、今この地でどこまでできるか、個人の財産でどのようにして議会の議決を得るかというのが非常に除去についても頭の痛い問題です。町の真ん中なら対応できる。だけれども、周辺について大きな費用をかけて、だけれども回収ができないということに対して町民との公平性はどうか。また、企業サイドの申し出があっても、簡単にそれを受け入れてしまっているものなのか、非常に頭の痛い問題。それら等について計画つくったわけですから、今度は実践についてやっぱり議論していく場、設けていかなければならないと思っています。

議 長（土門治明君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） ただいま町長答弁申し上げたとおりの状況にありますが、町のほうでも具体的にそのような取り組みをする事業者の方から定住の係のほうに声かけがあったのも事実ではございます。しかしながら、やはり町長答弁のようにリフォームした、もしくは取り壊して新しいものを建てた、そのところが売却額をもって購入額にプラスアルファになるような形でないと事業者としては行えないということなものですから、そのところを判断した上で対応させていただきたいというようなお声でした。山形のほうのテレビを私も拝見しましたけれども、市街地というような表現であったように記憶しております。なかなかやはりそれらの条件を満たすところというのは、一定限られた条件になるのかなというふうな認識をしたところであります。

議 長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9 番(阿部満吉君) もう一つ、危険家屋としていわゆる行政代執行まで、強制執行までいかなければならないという事態をどういうふうに規定するかですけれども、実際隣接している家屋に被害を及ぼしそうであれば、それは危険家屋として町でも対応していかなければならないというふうに思っております。土地の高い都市部だけの議論というだけではなくて、町の暮らしやすさを担保するためにもその辺の条件整理はしておくべきだろうと思っておりますけれども、その辺についてお伺いいたします。

議長(土門治明君) 池田総務課長補佐。

総務課長補佐(池田久君) それでは、危険家屋で例えば持ち主がわからずに周りのほうに影響を与えるというような家屋につきましては、通常の流れですと持ち主がわかる場合は審査会を経て行政代執行というふうにはなるのですけれども、持ち主がわからない場合については略式代執行ということで、その審査会を経ずに家屋を除去するということができることになっていますので、そういった方法も考えられることとなります。

議長(土門治明君) 9番、阿部満吉議員。

9番(阿部満吉君) いわゆる隣に迷惑のかかるような崩壊があるというおそれだけでなく、こういう郊外部におきましては野良猫であるとかハクビシンであるとかタヌキのすみかになるというようなこともございまして、これはやっぱり集落の中ではかなり問題になるかと思っておりますので、その辺もあわせて上で検討いただきたいと思っております。

もう一つ、実際寄附採納ができれば、町がその土地を、その家屋を除去して、町のアパートとしてそこにまた新しい家屋を建てるということであれば、また再利用ができるのではないかとこのように思います。最初に壇上での質問にあったように、あちこちで空き家がふえて集落の運営が成り立たないというような話もありましたので、そこに新しい家ができれば、また新しい住民がふえてくれるということもできるかと思っておりますので、その辺の検討もお願いしたいと思っておりますけれども。

議長(土門治明君) 時田町長。

町長(時田博機君) 実は山形県の町村長の研修で住みたい田舎ランキング全部1位とったところ、2市1町を研修させていただきました。1つ目が兵庫県の朝来市、2つ目が鳥取県の岩美町、そして3つ目が鳥取市でした。いずれも年度は違っても1位とったところでしたけれども、その中でもやっぱり私は興味あったのが税外負担、いわゆる集落の、この辺でいう部落費がやっぱり高くて、なかなかよそから来た人がちょっと高過ぎるのではないかと。特に遊佐駅前一区とか八日町は、例えばアパートは半額にするとか、そんな特例を設けてやっているのだそうですけれども、それぞれの集落に行ったときにやっぱり集落からよそから来た移住者を受け入れるアクション、行動を起こすためには、全部ただでやれというわけにいかないと思っているので、来年度からいわゆる移住者に対する部落費の一部を少し町で、受け入れの集落にお願い出そうかなと、それを今検討して指示をしているところです。そんないっぱいかかるわけではない、予算的には。それこそ100万円なんか全然かからないという想定をしていますけれども、そのようにして受け入れていただける集落にはやっぱり自治会長さん、区長さんもらっしやる、その集落の皆さんもいるわけで、周りでやっぱり応援するのだという機運醸成をしていただくことによって、その集落での取り組みもまた少し楽になるのかなと。そのような形で個人に行ってしまうとそれはすぐに全部個人で消えてしまうでしょうから、集落にお願いする形でやっぱり地域の移住、定住に対する協力もお願いしたい。1

力所だけでそれやっていたのです。岩美町ですか、鳥取県の。やっぱりどうなのでしょうね、苦労しているのですよね、お互いねと言っていましたけれども、3年ごとに検証しながらやっているのだということで、何も1回やったからずっとやるのではなくて、やっぱりそういう制度も取り入れながら、いわゆるよそからこの町に入ってきた人の、特に地域によってはまち協の協力金も遊佐と吹浦は安いのですけれども、高瀬、西遊佐、稲川は結構高いです。1集落当たりの地区での協力金というのですか、そういう税外負担もやっぱり何とか平準化とか、そういう支援ができるものはないものかと。そのようにして集落への支援でやっぱり受け入れの人たち温かく迎えていただくアクションを起こしていただこうと、このように考えているところであります。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） ソフト的な取り組みを紹介いただきました。ぜひその辺も取り入れた施策をお願いしたいのですけれども、先ほど質問した町のアパートについてはお答えをいただいております。再度質問させていただきます。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 若者定住のエリアをどこに設定するかということが非常に大きなポイントだと思っています。だから、集落あいたからそこにアパートを、町でもらってアパートを建てればいいやという形では決して定住促進にはつながらないと思いますので、しっかり計画を持って、そのエリアに適合するのかどうかも含めながら検討していかないと、そういう施策はただばらまきになると思いますので、全部ただのものはもらえという発想は私にはありません。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 遊佐町は、若者だけ手厚く老人には優しくないねというようなお話を聞いたことがあります。いわゆるリタイアしてから遊佐町で畑でも耕しながら、釣りでもしながら暮らしたいねという方々もいるのです。そういうニーズに応えるための一つの施策であるし、集落の存続を約束する制度ではないかということでご提案申し上げたことでもありますので、今後いろんな面で検討なされるというふうに思いますので、そんなことも少し頭の中に入れながら検討いただきたいというふうに思います。

それでは、危険家屋のいわゆる行政代執行についてももう少しお伺いしたいのですけれども、まだいわゆる基準的なものはないということで、先ほどどの辺までいったらやってくれるのかなということをお伺いしたのですけれども、それはお答えもっていないというふうに思いますので、この辺についてももう少しお願いしたいと思います。

議長（土門治明君） 池田総務課長補佐。

総務課長補佐（池田 久君） お答えいたします。

行政代執行の関係になりますけれども、平成25年のときに制定しました遊佐町空き家等の適正管理に関する条例の中で載っております、まずは危険家屋、危険空き家等がある場合にはまず情報提供がありまして、その後実態調査に入ります。その後にその結果をもとにして助言、または指導ということで、その持ち主のほうに指導とかに入っていきます。その後に今度それでも直らない場合には勧告ということになります。勧告を受けて、正当な理由がなく措置をとらなかった場合については、今度は命令ということになります。その命令に、命じられた内容を履行しない場合については、それをもって今度審査会にかけま

して、行政代執行というふうになっていく流れとなっております。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 制度上のことはわかりました。遊佐町なりのいわゆる整理の仕方、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それでは、広報につきまして、いろんな制約があるというふうには思いますけれども、実際本当に経済的に、営業活動ということではやっぱり載せられないというのは重々理解をしておりますけれども、広報を見ながらそういうイベントがあるのだという、一つの何かアクセントになるのかなというふうに思います。今回の事例に関しては。ということで、講習会なり等々のいろんなお知らせはあるわけですが、遊佐町いろんなことで頑張っているねということであれば、一つ広報を利用したお知らせの仕方もあるのではないかとこのように思うのですけれども、企画課長、もう少し。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

広報のいわゆるお知らせの掲載につきましては、先ほど町長答弁あったとおり、それぞれ個別の事案に応じて判断をしていくというふうな基本的な姿勢であります。そういったイベントの主催、特に今回については民間事業というか、民間サークルといいますか、そういう皆さんが実施をするということですので、当然主催者のいわゆる主体的な広報活動も当然あってしかるべきというふうに思いますし、広報でないといけないということできくと、ちょっとやっぱり主催者の主体的な考えが弱いのかなというふうにも思っているところであります。主催者においてやはり努力する部分もあるというふうに思っているところでございます。

議長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 個人名を特定してお話しすることはできませんので、ここでは避けさせていただきますけれども、彼らは手弁当で、とにかく広報活動も遊佐の広報ぐらいしかできないのだというようなこともありましたので、ぜひもう少し内容を精査した上での対応をお願いして私の質問は終わりたいというふうに思います。

議長（土門治明君） これにて9番、阿部満吉議員の一般質問を終わります。

先ほどの……

（何事が声あり）

議長（土門治明君） 続けますので。以上質問終わったのでしよう。

（何事が声あり）

議長（土門治明君） だから、答弁いたさせますので。

（何事が声あり）

議長（土門治明君） いや、終わりますと言ったのです。

（何事が声あり）

議長（土門治明君） ここで先ほど答弁の保留がありましたので、高橋企画課長より答弁をいたさせます。

高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） いわゆる空き家物件の所有者の把握について答弁保留をしておりましたので、お答えをさせていただきます。

C、Dランクの物件においても町民課課税係からの納税義務者の情報で所有者につきましてはほとんど把握をできているというふうな状況でありますけれども、固定資産税のいわゆる免税点未満である家屋や未登記物件、所有者が死亡した後親族が相続放棄した物件など、一部所有者が判明していない物件があります。それらについて、引き続き調査を進めている状況であるというふうなことでございます。

議長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 一般質問の最後となりました。きのうも皆さんお疲れのところ、特別委員会とが全員協議会がありまして、結構遅くまで時間がかかっていましたので、きょうは私は簡単に読む程度で終わらせていただきたいと、このように思います。

では、始めさせていただきます。減債基金についてであります。減債基金とは公債、社債などの長期の借入金を償還するために積み立てられる基金、またその積み立てた基金のことです。国債の償還については、日本でも減債基金として国債整理基金特別会計が設けられ、国の会計から一定の資金を繰り入れて計画的に償還されています。基金には急激な歳入減、突発の歳出増に備えて積み立てる財政調整基金、それから将来の借入返済、地方債償還等に備えて積み立てる減債基金、その他庁舎建てかえなど個別用途に積み立てる特定目的基金の3種類があるようでございます。このうち多くの自治体で重視しているのが財政調整基金ということになります。ただ、海外の先進国では、減債基金という制度はほとんどないようでありまして。借金をしながら減債基金への繰り入れのためにさらに借金をするのはいかがなものかという考え方です。よく考えてみたら、日本でも民間会社が社債を発行しているが、減債基金という話は聞きません。減債基金の積み立てのためにさらに借金をするのはおかしいというのは誰でもわかります。民間の社債では借りがえをして、余裕が出たときに償還するというのが一般的であります。これは、海外の国債でも同じなので、海外の先進国でもかつては国債の減債基金というものは存在しておりましたが、今ではほとんどなくなっています。国では、減債基金を金科玉条にして、諸規制によって地方自治体に起債などを統制しようとしませんが、その理由は市場によるコントロールではなく自分たちが統制したいというかなり身勝手なものであります。

遊佐町では、財政調整基金と減債基金のほか、義務教育施設整備基金、観光施設整備基金、土地開発基金、町民健康づくり基金、家畜貸付基金、スポーツ振興基金、教育文化基金、ふるさと基金、福祉基金、環境保全基金、庁舎等建設基金があります。合計13基金であります。返済のための基金というのは減債基金のみで、特殊な性質のある基金のようであります。現状の減債基金というのは総額で幾らあるでしょうか。それぞれの返済の項目と金額、金利は幾らで、返済期日はいつですか。もし高金利の借入れがあればどのようなもので、借入れ当時なぜ高金利のものを借入れなければならなかったのかについても伺います。

次に、西通川の草刈りで西遊佐分については、西遊佐の農家の皆さんが、浜部落の農家の皆さんも来て年に2回刈っております。川のそばをトラクターで草刈りをしているところもあって、以前よりぐあいがよくなっている面もありますが、草刈りに出る人が以前より大分少なくなっているようでございます。川の中にマコモ（ガツギ）というものが生えて、マコモを刈るのにかなりの労力がかかっているし、マコモ

が次第にふえております。5人くらいずつ二手に分かれて10人ほどで川の中のマコモ刈りをするのが常態化しております。マコモは、川の中の土や砂が盛り上がっているところに多く生えていて、成長が早く、2メートルくらいになります。以前に重機で川の中の土や砂を上げてもらったことがあります。そのときはマコモがなくなって一時的にきれいになりましたが、2年くらいでまたマコモが生えるようになりました。一方、西通川の酒田市側ではマコモはほとんど生えておらず、川の中に土や砂が盛り上がっているところもほとんどない状態で流れによどみがありません。ただ、この酒田市側の西通川というのは、六ツ新田の集落に入ると川の両脇に木が雑然と生えていて、管理はよくないのですが、田の中の西通川の整備はきれいなもので、遊佐町側とは大分違っております。西通川は、県管理の2級河川であります。酒田市側は強力な除草剤でマコモを処理したのではないかと推察されます。草刈りの労力軽減と時間短縮、何よりも西通川の環境美化を実現するためにマコモの処理対策と重機を使った土砂上げを実行していただきたいのです。マコモの全面的な処理と盛り上がった土や砂を川の上に上げるのは人力では無理であるし、通常の草刈りの範囲を超えたもので、遊佐町の行政が有能であるかがある程度試されている案件ではないかと考えられますが、いかがでしょうか。

次に、遊佐町では平成22年度より若者の定住促進と未婚者の婚姻をお祝いするために結婚祝金を交付しております。ゆざっ子誕生祝金事業は、誕生祝金の支給により安定して子供を産み、健やかに育てる子育て環境の実現を図ることを目的としております。遊佐町に住所を有する方に子供が誕生し、養育するときに支給しております。ただし、遊佐町に定住する意思がない方は対象外となります。第1子と第2子は5万円、第3子以降は10万円ですが、第3子以降に対する祝金は2人以上の子供を現に養育している方のみであります。現在の結婚祝金は、第1子誕生祝金より安い3万円ですが、3万円ですと結婚式の会費に毛が生えたようなもので、せめて第1子誕生祝金と同額の5万円ほどに増額するのが結婚を祝うという意味で役場が支援する適切な金額ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

これで壇上からの質問を終わります。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 533回遊佐町議会12月定例会最後の一般質問者であります斎藤弥志夫議員に答弁をさせていただきます。

最初は減債基金についてのお尋ねでありました。減債基金は、地方公共団体が地方債の償還を計画的に行うための財源を積み立てるために設置する基金であります。平成元年条例第39号遊佐町減債基金の設置、管理及び処分に関する条例により規定されております。昭和60年代から平成の始まりにかけて日本経済が未曾有の拡大を続けたいわゆるバブル景気の時代に、大幅な国の税収入に伴って、地方財政対策として普通交付税の地方再配分という形で数年にわたり増額交付されてきた背景がありました。このとき政府では、交付税を上乗せする地方財政対策に加え、経済対策としてリゾート法のもとで地方創生事業債を新設し、地方に事業化を促しました。これに一部の自治体が呼応し、交付税の上乗せ分を財源にリゾート開発を行うなどして地域経済活性化の起爆剤としたことは記憶にとどめるところであります。我が町でも鳥海ふれあいの里事業というのですか、リーディングプロジェクト事業としてそれが取り入れられました。間もなくしてバブルが崩壊すると事業は行き詰まり、不良財産として多くの債務を抱えることになり、財政破綻をした自治体があったことも記憶に新しく、全国的にさまざまな波紋が広がりました。

本町では、こうした時代にあってもなお、財政規律を保とうとする基金の適正な運用に努めてきました。それは、交付税の上乗せ分について減債基金に蓄えるなどして大規模建設事業に備えたということであり、具体的には学校建設やリープフック事業などの大規模プロジェクトに取り組むこととなり、一般会計の起債残高が100億円の大台を超えた時期もありましたが、減債基金の活用により繰上償還を行うなどして起債残高の抑制と将来負担の軽減を図ったということでもあります。このことは、地方財政法が求める減債基金の設置目的とも一致し、当時の旧自治省からの指導にも当てはまるものでありました。こうした減債基金の適正な運用管理と財政規律を保とうとする営みが今日の遊佐町の財政運営に引き継がれ、これを支えてきたものと理解をしております。

減債基金の性質は、その成り立ちから地方債の償還財源の名目で色づけされている点で、償還の財源に充てるという処分目的を持つ基金ではありますが、現在では財政調整基金と同様に一般財源として使途しております。基金創設当時から見ると、経済情勢が一変していることもあって、柔軟な財政運用に貢献を果たしてきた結果でもあります。本町では、年間予算の中で一定の財源を捻出し、主に年度末に財政調整基金と減債基金を積み増ししたり、あるいは繰戻しによって基金の維持を図っております。斎藤議員の質問にあります減債基金の積み立てのためにさらに借金をするのはおかしいという見解については、決して我が町では借金をしてまでの減債基金の積み立ては行っておりませんので、ご理解のほどお願いしたいと思っております。

さて、減債基金の積立金現在高については、現段階で2億9,375万円ではありますが、現在一般会計では地方債の償還財源として直接減債基金は充てておりません。一方で、一般会計からの相当額の繰り出しをもって公共下水道事業特別会計、地域集落排水事業特別会計における下水道整備に係る地方債の償還財源として支出し、減債基金を充当してきました。この背景には、農業集落排水事業において減債基金への積立金が必須要件で補助を受けていた時期もあったからであります。現在この下水道整備に係る地方債借り入れ残高は、平成30年度末で公共下水道事業の元金が46億3,000万円、農業集落排水事業の元金が4億5,000万円で、元利総額で57億8,000万円となっております。借り入れ期間は下水道事業債で30年間、過疎債では借り入れ先により12年もしくは30年となっております。

現在一番高い利率の借入金が上水道事業の4次拡張事業に伴うもので、財務省からの12億円と地方公共団体基金の3億円、トータル15億円をその当時借りております。現在も返済中であり、平成3年の利率が6.6%、平成4年が5.5%、平成5年が4.4%、繰上償還を求めましたが、財務省の山形事務所からはそれはかないませんということで断られておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

個別の地方債内訳については、平成2年から平成30年度の借り入れのもので、金融機関、利率、借り入れ期間で違いますが、金利は最低0.01%から最高4.75%のものもあります。平成30年度では0.02%、0.4%の低い金利の借り入れとなっており、直近5カ年の借入利息を見ましても、最も低いもので0.01%から高いほうで1.2%で、低金利の借り入れで推移しています。なお、5%以上の高金利の地方債借り入れについては、いわゆる国から借りたもの以外については繰上償還の実施によって残っておりません。

減債基金の積み立ての考え方につきましては、今後も地方債現在高の状況及び公債費負担の今後の見通しなどをもとに積み立て及び処分の判断を行い、年度間における公債費の平準化のため、減債基金の活用を図りながら、起債残高の縮減に努めていきたいと考えております。予算編成にあっては、中長期的に政

策経費の見込みを立てながら、年度間の財源の不均衡を是正し、また将来負担の平準化を図るため、財政調整基金を柱とする基金の繰り入れなどをもって調整を図っております。今後とも計画行政を基本とし、将来を見据えた持続可能な財政運営の実現のため、財政調整基金を主要な財源として位置づけながら、さらには減債基金には財政調整基金の補完的な機能を持たせつつ、両基金のバランスを保ちながら積み立て及び処分を適切に図ってまいります。

2番目の質問でありました、西通川のマコモの対策についてであります。西通川の上流の河川管理につきましては、地元の西部地区整備委員会の皆様より毎年草刈りや泥上げなど維持管理作業を実施していただいております。御礼を申し上げます。今年度も4月、6月、9月の3回にわたり、多くの皆様よりご参加いただき、作業を実施していただきました。西通川のしゅんせつ工事については、かねてより山形県に対し要望しておるところであり、ことし8月26日に行われた山形県議会議員と語る会でも要望しているところであります。

3番目の質問でありました、結婚祝金についてでありました。町では結婚し、本町に定住する40歳未満の夫婦に1組3万円の結婚祝金を平成22年度から交付しております。若者定住を促進する町の姿勢をアピールする取り組みの一つとして、未婚者の婚姻を奨励し、結婚して本町で新生活を始める若者の前途を町も一緒にお祝いし、町の振興を図るという趣旨であります。3万円の金額設定は、結婚するお二人へのお祝いとして一般的な結婚祝いの金額を参考に、例えば新郎新婦がお互いの両親を招いて6人でお祝いの食事をするぐらいの金額を想定したものであります。全県的に、全国的にも結婚祝金を交付する自治体は数少なくなっております。山形県内でありますと、本町と舟形町ぐらいではないかと思っております。そのほか県内事例としては、酒田市は酒田市産の杉材で製作したフォトフレームを記念品として贈呈、飯豊町では町内で使える商品券を交付しているようであります。

若者定住促進に当たっては、結婚後には出産や育児といった費用負担が必要な場面も多くありますので、本町ではゆざっ子誕生祝金やすくすくゆざっ子支援金、18歳までの医療費無料化、3歳児以上の保育料を軽減するエンゼルサポート事業など、子育て支援策の充実を多岐にわたって取り組んでおります。人口減少を抑制するという町の重要な課題に対しては、特定の部分だけではなく、ライフステージに応じた切れ目ない支援が重要であると考えております。ご指摘のあった結婚祝金につきましては、既に県内で先駆的な取り組みを行っていると考えておりますので、現状のままの実施にご理解をいただきたいと思います。なお、今後も定住促進庁内連絡会議などでより効果のある部分や足りない部分への支援策についても検討を進めていきたいと考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 減債基金についてであります。減債基金としてある程度貯金のような形で持っていますが、それに対する利息収入のようなものは今の時代はたかが知れているということは皆さんわかっていることだと思います。その形で持っているよりは、既に借りている部分の金利は何%かになっているということなので、返してしまったほうがいだろうということは誰でも考えるわけなのですが、町長の説明で特に4%、5%ぐらいの金利のものも今でもまだあるのだけれども、どうも国の財務省絡みのものであって、上水道関係のものであって、それがかなわない状況になっているのだと、だからこうい

う高金利のものも残ってしまっているというふうなことでありますが、これはやっぱり制度がどうしようもないというか、制度の責任だなと私も思います。国の制度の責任だと思いますけれども、ちょっとこれとつぴな話になるのですけれども、このようながんじがらめのような制度になっているのはやっぱり日本だけなのではないでしょうか。町の議会でこんな話をしてもしようがないかなと思うのですけれども、参考までに先進国でどうなのでしょう。こんな高い金利今でもやっているのでしょうか。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 実は延滞利息がこの低金利の時代に日本では14.5か、そのぐらいの高さなのです、延滞利息が。これについてやっぱり今金利が財務省ゼロ%とかマイナス金利とか言っているときに国会議員がそれに気づいてくれないということ、それから先ほどうちを、老朽家屋壊すと固定資産税が6倍にもなるのです。そういう制度はやっぱり国の制度ですから、国会議員から直してもらわないと、地方で幾ら言ってもそれは直らないはずですので、やっぱり少し勉強していただかないと大変だなと思っています。

議長（土門治明君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） 私からも議員のほうからありました繰上償還したくてもできない制度、そのところをもう少し説明をさせていただきたいと思います。その部分につきましては、いわゆる縁故債という借り入れ、これは借り入れするときはどういったところから借り入れをできますかということがその借り入れする地方債の物によって違ってまいります。例えば毎年これは行っているのですが、地元の金融機関から借り入れをするという部分が縁故債ということで、地方交付税の振りかえ措置になっております臨時財政対策債、これに係る起債、これについては県のほうに申請をして、私のほうは国のほうから借り入れします、もしくは地元の金融機関から借り入れしますという選択が可能です。一定の条件はありますが。そういった中で私どものほうではこれまで色濃く地元から借り入れをさせていただくということをしていただきました。ただいま申し上げた国から借り入れた場合については、ほとんどの地方債が繰上償還することができません。繰上償還する場合については、最後まで償還をしたときに発生する利息をつけて返してくださいと、こういう条件になってございます。そういったことで繰上償還すれば、借金という部分の地方債という総額は減るのですが、財政上のメリットは何も出てこないと、一時に負担が及ぶというだけになっているものですから、私どものほうではできる限り地元から借りられるものについては地元からの縁故債という制度を活用させていただいて、地元の金融機関のご理解をいただきながら繰上償還をさせていただいていると、こういう状況であるということをご理解いただければと思います。

議長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 私似たような質問を何年前にも実はしたことあります。またこういう質問を、では何ですかというふうにも思われるかもしれませんが、多少制度が変わったりしたのかななどとも思っていたものですから、質問させてもらったのですけれども、何にも変わっていないと。非常に財務省も悪辣な商売やっているなど、こんなふう思うわけです。しかも、延滞金が14.5%も取るということは、これもサラ金並みだなと、全くあくどいと。これ国の制度だからどうにもならないといえられないのですけれども、通常のマーケット的、市場的な感覚でこの金融眺めると、あくどい商売に尽きます、実際。それを平然とやっています。だから、金のない自治体はこの制度のおかげでますます貧乏になるわけです。

努力しても金融にむしり取られると、こういう形が国の制度としても成立しているので、非常に不合理なものだなど、このように個人的には思います。余りこの話を繰り返しても何も進みませんが、では副町長、一言お願いします。

議長（土門治明君） 本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） 制度的なお話1点だけさせていただきます。政府系融資資金、この中でいわゆる一定条件を満たした場合は繰上償還を認めますよ。このことは、やはり地方の財政事情、ただいま議員のほうからありましたように非常に高金利の地方債を抱えて利息の負担が大きいという状況があるわけですから、そのことに対して地方の声が一定高まってきました。その声を受けてということになりますが、例えば水道事業債等々については、高料金対策、それらの負担をするために料金を高くどんどんしていかなければならない、企業会計の中でというようなことがあります。そういうことにならないように一定の料金の条件の状況を満たした場合については、これは繰上償還を認めますよというような状況がございます。制度的に変わったといえ、そういった一定の条件のもとに繰上償還を認める部分が出てきたということはありませんけれども、そのハードルは一定、私どものような健全財政の中で運営している自治体にとっては非常にハードルが高い部分もありますので、なかなか繰上償還には結びついていないという現状にあります。

議長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 私もちろん一介の地方議員にすぎないわけですが、こういう声が地方のほうにもあるのだということぐらいはぜひ伝えておいてもらいたいなと、このようにお願いいたします。方々からこういう話が出てくれば、多少影響を与えることもあるのかなとも思いますので、ぜひその辺はよろしくどうかお願いいたします。

その次、西通川の雑草のマコモの対策ですけれども、砂や土が盛り上がっているところがだんだん盛り上がってきます。そして、マコモの勢いもだんだん強くなってくるのです。ほとんど人力で対処するのは不可能だろうというくらいの川の状況になっていますので、このことについては県のほうにも要望はしているということですが、何年も前から要望はしているのかもしれませんが、現状ほとんど変わっていないのです。ですから、ある程度予算つけてもらって、今あと冬に向かいますので、雑草処理をするにしても来年の春あたりということになるのではないかと思いますけれども、これやっぱ一度きれいにしてもらわないと、本当川の中に入ってマコモ切りみたいなのをやっているのが大体10人くらいいて、結構な手間がかかっているのです。あの中に入る人がいなかったら、入っている人が脇のほうの草刈りができるので、かなりはかどるといえるか、そんな状況も考えられるわけです。かなり土方仕事もいいところで、そんなことをやらせられているような状況にもなっていますので、ぜひ予算をつけていただくように頑張ってくださいなと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

西通川、山形県の河川の管理ということでご承知になっているかと思えます。山形県では、現在県の管理河川の流下能力を向上させるためということで堆積土砂、支障木撤去等の対策をより広角的に、計画的に実施したいということで河川流下能力向上緊急対策計画というものを策定しているようでございます。

令和元年度から令和3年度までの3カ年におきまして緊急かつ集中的に対策実施しまして、減災に向けて取り組みを推進するというふうに県のほうでは計画を立てて実施しているようでございます。その状況でございますけれども、県内河川実施予定箇所でございますけれども、県内では56河川、箇所数が72カ所、全県下で予定しているというふうにお聞きしてございます。その中で遊佐町どうでしょうかということで県のほうにお尋ねしてみました、対象河川。遊佐町管内の河川につきましては、4河川計画になっておりますということでございました。1つが西通川、そして月光川、牛渡川、滝淵川ということで、4河川この計画のほうに上がっているということで確認してございます。ただ、遊佐町での今年度、令和元年度から3カ年ということでしたけれども、今年度の工事予定はないということで、来年度以降の工事予定ということで県のほうからお聞きしてございます。西通川のしゅんせつ工事いつでしょうかということで改めて具体的なことで県のほうに聞いてみました、庄内支庁になりますけれども。予定では来年度に実施ということで県のほうからご回答いただいております。しゅんせつにつきましては現場の土砂の堆積状況、さまざま大きく堆積する部分もございまして、またしゅんせつ土捨て場まで残土運搬というようなこともございますので、その運搬距離いかんによっては経費もかさんできますので、全箇所できるかどうかちょっとわかりませんがということもございますけれども、計画には上がっているということでお聞きしてございます。また、ほかで災害等、豪雨災害等ありますけれども、そのような災害等あった場合はそちらのほうに予算等を回させていただきますので、そういう可能性もありますので、お含みくださいということで、一言その辺可能性もあるということでお断りをいただいたところでございます。なお、しゅんせつ工事は県のほうで来年度ということでございますので、県のほうに実行してくださいということで改めてご要望はさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 西通川は、酒田市側の分もあるのです。六ツ新田の橋のところ流れている部分もあって、ちょうど上藤崎の下からあそこ分水嶺になっているので、遊佐のほうで、両方見てもらうとわかるのですけれども、田の中の川としてはいかにも草ぼうぼうなのです。完全に見劣りしています。あのような状況にもあるものですから、そして今現在どこでもそうなのかもしれませんが、草刈りに出る人が前より少なくなっています。そういう現状もあるので、今から20年くらい前だと30分くらいで終わっていたのが今は1時間やっていなくてはならないと、こんな状況にもなっていますので、これは来年ほかで災害が起きないことを祈るしかないような状況かもしれませんけれども、ぜひしゅんせつやっていただきたいと思います。大分たまっていますので、課長、ひとつそこはよろしくまた再度お願いしてもらいたいと思います。

それから、結婚祝金についてでありますけれども、3万円は妥当だという話でございました。これも妥当といえば私も妥当だと思います。ただ、今こういうお祝金を出すという意味ではほかにもありますよね。例えば100歳以上のお年寄りの方には、町の施設を使っていなければ10万円とか、毎年ですよ、これも。それから、これどこの町かはちょっと忘れましたが、50万円出しているところもたしかあったと思います。100歳以上のお年寄りには50万円が毎年、たしかあったと思います。私今名前ちょっと思い出せませんが、こういうことをやっているところもあるわけです。それで、昨今のサラリーマンや労働者の賃金の状況と

いうものを考えてみますと、結婚する人は多くの場合20代、30代というふうに若い世代なわけですが、サラリーマンの賃金は20年前と比べると10%下がっています。日本のサラリーマンの平均は10%下がっていますので、何と申しますか、単純な話、世の中の金回りは前より悪くなっているのではないかと私は思います。こんなことを言って失礼ですが、こうなりますと、やはりこれから先を祝ってあげましょうというふうな形をとるのでしたら、私はもうちょっと上積みしてやって、あなたたち今結婚したばかりなのだから、これはわずかだけれども、これを使って頑張っていくと、こういう姿勢を示すのが私は役場くらいのレベルになれば当たり前ではないかと思うのです。こんな話を、私のような話をしようと思えば誰でもできるのです、こんな話は。それわかっていて言っているのです。お年寄りには10万円上げます、第1子、第2子生まれたときは5万円上げますよ、3子、4子生まれたら10万円ずつ上げますよというわけです。私は、どっちかといえば結婚をするということ自体が最も重要なスタートになるわけです。だから、そこをけちるとするのは間違っていると思うのです。ここは、せめて第1子、第2子生まれたときに上げるくらいのお金を上げて、多分に主観的な話だということもわかるのですけれども、私は当然ではないかと、このように思います。それが誰であろうとこの町に住んで頑張っていくのだと、そういう気持ちでやっていこうという方々については、そういう対応をぜひしていただきたいと、こういう意味でこの質問をしたということです。町長どうでしょうか。やっぱり3万円でもいいですか。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 逆に婚活事業等にはしっかりお金使いましょよね、それからことし実は遊佐町で遊佐ふるさと会を岩ガキプレゼンと一緒に開催させていただいて、町単独の秋の事業は功成り名を上げた都会でやっている、蕨岡会も吹浦会も高瀬会もみずからやっているわけですから、遊佐町が主催してやる必要はないであろうと、そんな形で、それよりも若い人たちの集いの場をやってもらえませんか、移住、定住につなげるためにはということで11月30日に東京駅前の新丸ビルの7階、ムスムスという酒田出身のオーナーのお店で遊佐のごちそうを食べる会をやらせていただきました。お金を有効に使うという意味であれば、やっぱり広く参加できる形の皆さんを大勢、結婚する、しないも余り隔てなく使うということが重要であろうと私は思っていますので、それらは今予算組み最中でありまして、斎藤議員からの提案を今課長が承っていますので、どのような予算組みになりますか期待をしているところであります。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） 町長答弁に補足をさせていただきたいと思っております。

町では、平成30年3月に第2次遊佐町定住促進計画を策定してございます。その中でいわゆる若い皆さんの定住を促すというふうなことでの結婚対策事業についても新たな支援制度などを設けながら対応してきているということでございます。新たな事業としましては、婚活イベント開催支援事業補助金ということで新たに設けさせていただきまして、上限20万円で実施団体に補助をしているというふうなことでございます。実績としましては、郵便局長さんの皆さんからポスコンということで婚活イベントを実施させていただいて、何組かのカップルが誕生しているというふうなこともございますし、あるいは同窓会などの実施などへも支援をしているということでございます。こういうことで結婚につながる婚活イベントについても積極的に対応をしていきたいというふうなところで考えているところでございます。

議長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番(斎藤弥志夫君) 近年の婚姻届というのは、遊佐町内で大体どのくらいあるでしょうか。

議長(土門治明君) 高橋企画課長。

企画課長(高橋 務君) ちょっと今年度の、あるいは近年の具体的な数字については今手元に持ってございませんけれども、結婚祝金については企画課で所管しております、11月の末に随分久しぶりに1件あったというふうなことを聞いております。3カ月くらい申請がなかったというふうにお話を伺っておりますので、結婚の数についてはそういったやっぱり少ないというふうなことで認識をしているところでございます。

議長(土門治明君) 11番、斎藤弥志夫議員。

11番(斎藤弥志夫君) 久しぶりに1組あったというふうな話ですけれども、仮に30組あったとしても、2万円アップしたって60万円にしかないわけです。この辺もう少し何か、変なところに予算はいっぱいつけているのに、この辺もう少し、だから課長の言うことも私よくわかるのです。婚活イベントにも使っている、それに結びつくためのいろんなサポートをしているのだと、だから補助金のようなものはいっぱい出しているのだと、それは経過なわけです。結婚しましたと、これは一つの結論なわけです。この結論を……

(「経過大事にしなきゃ」の声あり)

11番(斎藤弥志夫君) 経過もどっちも大事なわけです。だから、結論についてもそれが成立したということは非常にめでたいと。だから、あなたたちわずかなお金だけれども、それを使って頑張っていってくださいねと、私はこういう姿勢をとるのは何ら間違いでもないし、むしろ好ましいことではないかと、こういう話をしているわけですので、ではどうぞ、お願いします。

議長(土門治明君) 時田町長。

町長(時田博機君) 私も斎藤弥志夫議員と同期で議会活動して、結婚相談員を担わせていただきましたが、結婚相談員は成果が上がらないからやめたのではないかと議員がその当時発言して、町はその結婚相談員制度を廃止したという思い出があります。だから、経過、結婚相談員が成果が上がらないから要らないのではないかとではなくて、やっぱりしっかりと努力し続けること、そして経過を大事にするということが結果につながっていくものだと思いますので、その当時発言した誰かをご本人が一番承知なはずですから、経過を大切にしたいと、ご理解お願いしたいと思っています。

議長(土門治明君) 11番、斎藤弥志夫議員。

11番(斎藤弥志夫君) 町長の話はもっともです。経過を大事にしなければならないのです。ですから、結婚相談員にかわる制度が今新たにできたとして、それはそれで頑張っていたきたいと。それは大きな丸です、確かに。わかります。ただ、その結果として婚姻まで結びついたということは非常にめでたいと、こういうこともありますので、そこを考えていただいて、結果自体を祝っていただきたいというつもりで言っているわけなので、課長、ひとつその辺どうか前向きによろしくご配慮お願いいたします。

これをもちまして私の質問を終わります。

議長(土門治明君) これにて11番、斎藤弥志夫議員の一般質問を終わります。

本日の会議時間を本日の日程が終了するまで延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は本日の日程が終了するまで延長することに決しました。

これにて一般質問は全員終了いたしました。

次に、日程第2から日程第14まで、議第77号 令和元年度遊佐町一般会計補正予算（第4号）ほか特別会計等補正予算5件、議第83号 遊佐パーキングエリアタウン整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定についてほか条例案件4件、事件案件2件を一括議題といたします。

事務局長をして朗読いただきます。

佐藤議会議務局長。

局長（佐藤廉造君） 上記議案を朗読。

議長（土門治明君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長（時田博機君） それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第77号 令和元年度遊佐町一般会計補正予算（第4号）。本案につきましては、概要を申し上げますと、今年度の歳入全般において収納状況を見通し、歳出において各種事業における変更や新規事業への対応を行った結果として、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億1,000万円を増額し、歳入歳出予算の総額を92億800万円とするものであります。

歳入について主な内容を申し上げますと、地方交付税で9,506万3,000円を増額、国庫支出金では456万2,000円、県支出金では1,240万6,000円をそれぞれ増額、寄附金ではふるさと納税寄附金で2,000万円を増額、繰入金では介護保険特別会計繰入金で1,877万9,000円を増額、そのほか諸収入では地域総合整備資金貸付金元金収入で9,000万1,000円、産業立地促進資金元利収入で7,318万1,000円をそれぞれ増額するなど、総額1億6,959万円を増額、町債では除雪機械導入整備事業債で1,040万円を減額し、歳入補正総額で3億1,000万円を増額計上するものであります。

一方、これに対する歳出の主な内容を申し上げますと、総務費では遊佐パーキングエリアタウン整備基金費で1,000万円を増額するなど総額3,031万5,000円を増額、民生費では子どものための教育・保育給付事業で2,579万8,000円増額するなど総額3,827万円を増額、農林水産業費では保全松林健全化整備事業（衛生伐）で800万円を増額するなど総額1,986万5,000円を増額、商工費では企業開発推進事業で7,560万3,000円を増額するなど総額7,894万3,000円を増額、土木費では公共下水道事業特別会計繰出金で3,000万円を増額するなど総額2,380万円を増額、教育費では遊佐高校就学支援事業で434万6,000円を増額するなど総額1,199万5,000円を増額、公債費では地域総合整備資金貸付事業債の一括繰上償還金で1億500万円を増額、そのほか事業費の精査等により歳出補正総額で3億1,000万円を増額計上するものであります。

議第78号 令和元年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。本案につきましては、県支出金と保険給付費の増額が主なものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,810万円を増額し、歳入歳出予算の総額を16億1,810万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、県支出金で8,500万円、繰越金で1,325万7,000円、諸収入で1,984万3,000円を増額するものであります。

一方、これに対応する歳出の主なものを申し上げますと、保険給付費で8,500万円、諸支出金で3,243万

9,000円を増額するものであります。

議第79号 令和元年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)。本案につきましては、遊佐町公共下水道事業に係る一般管理費、下水道建設費の見直しにより、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,566万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億3,271万1,000円とするものであります。

歳入について申し上げますと、負担金で270万円、国庫補助金で1,000万円、繰入金で3,000万円、繰越金で166万円を増額し、町債で870万円を減額するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務管理費で2,271万円を増額、下水道建設費で1,295万円を増額するものであります。

議第80号 令和元年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第2号)。本案につきましては、遊佐町地域集落排水事業に係る一般管理費の見直しにより、歳入歳出予算の総額にそれぞれ616万円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億556万8,000円とするものであります。

歳入について申し上げますと、国庫補助金で600万円を増額、繰越金で16万円を増額するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務管理費で616万円を増額するものであります。

議第81号 令和元年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第2号)。本案につきましては、介護給付費の地域支援事業による一般会計への過年度交付金精算に伴う交付金等の返還金及び繰入金と前年度繰越金の調整が主なものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,940万円を増額し、歳入歳出予算の総額を19億7,550万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、職員給与費等繰入金で60万円、事務費繰入金で439万2,000円、前年度繰越金で1,440万8,000円をそれぞれ増額するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務費で62万円、諸支出金で1,878万円をそれぞれ増額するものであります。

議第82号 令和元年度遊佐町水道事業会計補正予算(第1号)。本案につきましては、令和元年度水道事業会計予算における第3条に定めた収益的支出について、営業費用の取水給水配水費で176万円を増額、受託工事費で506万円を増額、総係費で173万円を増額し、水道事業費用予定額を4億4,427万9,000円とするものであります。

また、予算第4条に定めた資本的支出について、建設改良費で506万円を減額し、資本的支出予定額を2億8,824万1,000円とするものであります。

議第83号 遊佐パーキングエリアタウン整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定について。本案につきましては、遊佐パーキングエリアタウンの整備に必要な経費の財源に充てるため、基金を設置し、その管理等に関する基本的事項を定めるため、提案するものであります。

議第84号 一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の設定について。本案につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、成年被後見人または被保佐人の欠格条項が削除されたことから、関係する規定を整備するため、提案するものであります。

議第85号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本件につきましては、諸般の情勢に鑑み職員の給与改定を行うとともに、地方公務員法の一部改正に伴い、成年被後見人ま

たは被保佐人の欠格条項が削除されたことから、関係する規定を整備するため、提案するものであります。

議第86号 遊佐町役場の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、遊佐町役場の新庁舎建設に伴い、遊佐町役場の位置が変更となるため、地方自治法第4条の規定により提案するものであります。

議第87号 遊佐町消防団条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、遊佐町消防団の団員定数について、現状の団員数に即した定数とするため、提案するものであります。

議第88号 遊佐町役場新庁舎建設工事請負契約の締結について。本案につきましては、遊佐町役場新庁舎建設工事について、工事請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものであります。

議第89号 令和元年度橋梁長寿命化修繕計画事業(大規模更新)広畑橋下部工工事に係る請負契約の一部変更について。本案につきましては、令和元年度橋梁長寿命化修繕計画事業(大規模更新)広畑橋下部工工事について、契約金額を変更して実施する必要があるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものであります。

以上、補正予算案件6件、条例案件5件、事件案件2件についてご説明申し上げました。詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

議 長(土門治明君) 条例案件、議第83号について所管の課長より補足説明を求めます。

高橋企画課長。

企画課長(高橋 務君) それでは、私から議第83号 遊佐パーキングエリアタウン整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定について説明をいたします。

条例の制定の理由につきましては、先ほど町長説明したとおり、パーキングエリアタウンの整備に必要な経費の財源に充てるための基金造成をするため、制定するものであります。

第1条につきましては、遊佐パーキングエリアタウン建設のため、基金を設置することについて規定しております。

第2条につきましては、積み立て額は一般会計歳入歳出予算にて定めることについて規定しております。

第3条につきましては、基金の現金は金融機関への預金、その他最も確実に有利な方法で管理し、必要に応じて最も確実に有利な有価証券にかえることができることについて規定しております。

第4条につきましては、基金の運用益金は一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入することについて規定しております。

第5条につきましては、財政上必要なときは繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて歳計現金に繰りかえて運用することができることについて規定しております。

第6条につきましては、基金の処分について規定しております。

第7条につきましては、この条例のほか基金の管理及び処分について必要な事項について、町長が別に定めることについて規定しております。

附則につきましては、公布の日から施行することについて規定しております。

以上であります。

議長（土門治明君） 次に、日程第15、補正予算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

議第77号 令和元年度遊佐町一般会計補正予算（第4号）ほか特別会計等補正予算5件については、恒例により小職を除く議員11名による補正予算審査特別委員会を構成し、審査を行うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、会議規則第39条の規定に基づき、補正予算審査特別委員会に付託し、審査することに決しました。

お諮りいたします。それでは、補正予算審査特別委員会委員長に総務厚生常任委員会委員長の菅原和幸議員、同副委員長については佐藤光保議員を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、補正予算審査特別委員会委員長に菅原和幸議員、同副委員長には佐藤光保議員と決しました。補正予算審査特別委員会が終了するまで本会議を延会いたします。

（午後5時04分）